

第二百一十一回国
参議院外交防衛委員会會議録第十九号

令和五年六月六日(火曜日)

午後一時五十九分開会

委員の異動

六月二日

辞任

井上 義行君

山本佐知子君

青島 健太君

六月六日

辞任

武見 敬三君

補欠選任

松川 るい君

中曽根弘文君

金子 道仁君

補欠選任

三宅 伸吾君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

阿達 雅志君

岩本 剛人君

佐藤 正久君

小西 洋之君

平木 大作君

音喜多 駿君

委員

猪口 邦子君

小野田紀美君

武見 敬三君

中曽根弘文君

堀井 巖君

松川 るい君

三宅 伸吾君

吉川ゆうみ君

羽田 次郎君

福山 哲郎君

宮崎 勝君

金子 道仁君

榛葉賀津也君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

大臣政務官

財務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

内閣官房行政改

革推進本部事務

局次長

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

参事官

外務省大臣官房

参事官

外務省総合外交

政策局軍縮不拡

散・科学部長

財務省主計局次

長

防衛省大臣官房

サイバーセキュ

リティ・情報化

審議官

防衛省大臣官房

審議官

防衛省防衛政策

局長

防衛省整備計画

防衛省人事教育

町田 一仁君

山添 拓君

伊波 洋一君

高良 鉄美君

林 芳正君

浜田 靖一君

金子 俊平君

神田 茂君

室田 幸靖君

湯下 敦史君

岩本 桂一君

今福 孝男君

宮本 新吾君

海部 篤君

寺岡 光博君

上田 幸司君

茂木 陽君

増田 和夫君

川嶋 貴樹君

防衛省地方協力

局長

深澤 雅貴君

本日の会議に付した案件

○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のた
めの基盤の強化に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(日韓関係に関する件)

(防衛力の整備に関する件)

(女子差別撤廃条約選択議定書に関する件)

(在沖繩米軍基地問題に関する件)

○調停による国際的な和解合意に関する国際連合

条約の締結について承認を求めるの件(内閣提

出、衆議院送付)

○二千二十二年の国際コーヒー協定の締結につ

て承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正

する議定書の締結について承認を求めるの件

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿達雅志君) ただいまから外交防衛委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日、青島健太君、井上義行君及び山本佐

知子君が委員を辞任され、その補欠として金子道

仁君、松川るい君及び中曽根弘文君が選任されま

した。

○委員長(阿達雅志君) 防衛省が調達する装備品
等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法
律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますの
で、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○山添拓君 日本共産党を代表し、防衛装備品基
盤強化法案に反対の討論を行います。

政府が安保三文書改定に向けて設置した有識者
会議では、武器輸出の拡大により軍需産業を成長
産業にすべきとの主張が相次ぎました。既に政府
は、イギリス、イタリアと共同開発する次世代戦
闘機について、たくさん売れば売るほど単価が下
がるなどと言い、海外への輸出をもくろんでいま
す。安倍政権が憲法九条に反して武器輸出の解禁
に転じた上に、与党協議で殺傷能力のある兵器ま
で全面的な輸出解禁を狙っています。

戦争を企業のもうけに利用し経済成長を図ろう
とするのは、杉原参考人が指摘した死の商人国家
への墮落との批判を免れず、断じて許されませ
ん。

軍需品製造ラインの強化や事業承継など、企業
が策定する計画を防衛大臣が認定し、その費用を
国が負担することとされますが、支援対象は民需
品と共用の製造ラインでもよく、また、黒字の大
企業も対象とされ、複数の支援メニューを受ける
ことも可能です。それでもなお手段がないときは
国有化のスキームを用意され、軍需産業にとつて
まさに至れり尽くせりです。国有化後、民間に譲
渡する期限の定めはなく、国有民営が続けば、事
実上、戦前、戦中の工廠の復活に道を開くことにな
ります。

佐藤参考人は、官が認定し官の裁量を増やす点
で潜在的に不祥事のリスクがあると指摘しまし
た。武器輸出を支援する指定法人も基盤強化の計
画認定も、軍需産業側とも防衛省側とも構造的な
癒着が懸念されます。しかし、審議を通じて明ら
かになったように、法文中にこれを排除する規定
はなく、繰り返されてきた汚職や腐敗の危険は一

層高まります。

秘密保全の措置は、防衛省と契約する企業に対し、特約条項にとどまらず、従業員を刑事罰の対象として義務を課すものです。しかし、従来、情報漏えいに対する違約金の対象となった事業者の例をただの一件も挙げることはできませんでした。そもそも立法事実を欠きます。

従業者情報を防衛大臣に報告させる対象は防衛大臣の定める事項とされ、限定がなく、プライバシー侵害の危険が軽視できません。軍需産業を特別扱いで支え、産業と経済を軍事に従属させることは、社会全体にゆがみをもたらします。官民一体での武器輸出の促進は、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出どころか、東アジアの緊張関係を高めることにつながります。

日米の軍事一体化を中心に軍事的対抗を強めるのではなく、地域全ての国々を包摂する平和の枠組みを発展させることにこそ力を尽くすべきです。

以上、反対討論とします。

○伊波洋一君 沖縄の風の伊波洋一です。

会派を代表して、装備品基盤強化法案に反対の討論を行います。

本法案は、装備品生産の基盤強化のための措置等について定めるものです。基盤強化の措置では、防衛省と直接契約関係にない下請企業にも経費支援を実施できます。どのような物品のどの範囲の事業者が支援対象となるのか、恣意的な判断がなされるおそれもあります。

本措置は、防衛装備品という特定の公共調達に限り、製造業に広く存在する重層的下請構造における下請企業に対し必要経費を補助し利益を保障するとうい、ある種の公契約規制を導入するものです。仮にこのような措置が可能なのであれば、他の公共調達にも公契約法を導入すべきではないでしょうか。日本の物づくり、製造業が全般的に競争力を失いつつある中、軍需産業だけ例外的に手厚く保護することは、他産業とのバランスを欠き、極めて不平等です。

装備移転の円滑化措置は、武器輸出のため、指定支援法人という天下り機関を経由して事業者を助成するものです。事業者の企業努力を求めず、必要経費を支援してまで武器の海外輸出を支援することは、武器輸出三原則に沿った戦後日本の平和外交の成果を損ねかねないものです。

製造施設等の国による保有は、経営に行き詰まった企業の国有化を可能にするものです。このような措置は、戦前の国営兵器廠の例を出すまでもなく、自由主義経済の対極にある統制経済や戦時経済であつて、許されるものではありません。我が国はいつから戦時体制になったのでしょうか。

秘密保全措置では、事業者は、従来の省秘に当たる装備品等秘密を漏えいした場合、「一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金」という刑事罰が科されます。現在、防衛省と契約し省秘を扱う事業者は約百四十社、その従業員数は一万五千人に上ります。さらに、その漏えいを「企て、教唆し、又は幫助をした者」にも同様の刑罰が科されます。これは、軍需産業と本法案の措置に対する市民やメディアの監視を刑事罰により威嚇し、民主主義社会の根幹である国民の知る権利やメディアの取材、報道の自由を侵害するものです。

法案は、防衛産業は防衛力そのものというスローガンを根拠に、営利企業という事業者の本質を否定し、防衛省による軍需産業の過度な優遇を促すもの、許すものです。国内での装備品生産基盤の強化は、安保三文書に基づく「持続性・強靱性」の確保、すなわち抑止が破れた場合の継戦能力の維持が目的です。しかし、抑止が破れた場合に自衛隊が粘り強く戦って米軍の来援を待つという現在の防衛省・自衛隊の戦略自体が、米軍が来援するとは言えないことから、フィクションにすぎません。

ウクライナ戦争を例に、軍需産業が国内に立地する意義を強調する議論がありますが、日本の一・六倍の国土面積を持ち、広大な後背地を抱えるウクライナを、島国で縦深性のない日本が参考

にすることはできません。むしろ、有事には、この法案で支援された軍需産業、町場の工場などがジュネーブ条約上の軍事目標とされ、ミサイルやサイバー攻撃などのターゲットにされかねません。本法案による国内軍需産業の振興は、日本社会の変質を招くのみならず、日本列島に多くの標的をつくり、日本を戦場にする台湾有事において、中国のミサイルを分散させることで米中ミサイルギャップを埋めるという、米国の軍事戦略にストレートに応えるものにほかなりません。

このような法案の問題点を指摘し、委員各位においては対応の再考を求めまして、反対の討論といたします。

ありがとうございます。

○委員長(阿達雅志君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿達雅志君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿達雅志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿達雅志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官室田幸靖君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿達雅志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿達雅志君) 外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○榛葉賀津也君 国民民主党・新緑風会の榛葉賀津也でございます。

今日はかりゆしデーということで、外務、防衛両大臣、かりゆしをお召しになって、大変似合っております。

去る日曜日、三年半ぶりにシヤングリラ会が開かれて、リアルで各国の国防大臣が参集をして様々な議論をしたと、大変いいことだと思いが、まず、防衛大臣、日韓関係についてもバイで会談が行われたと聞いておりますが、どんな会談の中身だったんでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) 今回の防衛相会談は、令和元年十一月以来、約三年半ぶりの実施となったところであります。

先日の日韓首脳会談でも、日韓関係を一層発展していくこととしたことを踏まえ、防衛当局間においても、大臣を始めとしてまずは一層緊密に意思疎通をしていくことを確認したところであります。その上で、火器リーダー照射事案を含む日韓防衛当局間の懸案について、こうした緊密な意思疎通を通じて両国の防衛当局間で再発防止を含めた協議を加速することが重要であり、その旨、大臣間で認識が一致をいたしました。

私としては、会談ではお互いにしつかりと率直に議論しようという姿勢があつたと考えており、今回の会談の結果も踏まえ、引き続き、韓国側と緊密に意思疎通を図り、懸案の解決に向けて協議を加速化、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

○榛葉賀津也君 少し冷え込んでいた日韓関係が、ミリミリ含めて信頼醸成が確実になされているということは評価をしたいと思いますが、他方で、今大臣がおっしゃったように、やっぱり一番

の鍵はこのレーザー照射問題でございます。
レーザー照射問題が先送りされたという報道がありました。もう少し詳しくこの先送りの背景について説明願えませんか。

○国務大臣(浜田靖一君) 平成三十年の十二月二十日の火器管制レーザー照射事案に関する防衛省の立場は、平成三十一年一月に公表した最終見解のとおりであり、今回の会談においても最終見解を踏まえて議論したところであります。その上で、日韓防衛当局間の協力を進展させるため、火器管制レーザー照射事案を含む日韓防衛当局間の懸案について、再発防止策を含めた協議を加速することによって一致をいたしました。

今回の会談の結果も踏まえ、引き続き、韓国側と緊密に意思疎通を図り、懸案の解決に向けて協議を加速し、精力的に取り組んでまいります。

○榊葉賀津也君 毎日新聞の三面に仲畑流万能川柳というコーナーがあつて、あれ楽しみで毎日読むんですけれども、昨日の川柳にこんなのがありまして、「白黒をあえてつけない老夫婦」という川柳がありました。まあ老夫婦ならこれでいいのかもしれませんが、やはり日韓関係は白黒付けなければどうしてもならない問題もあると思います。

これ、厄介なのは、やっぱり韓国が照射の事実を認めていないということに一番のネックがあると思つていまして、幾ら大人の対応をしろと言われても、現場の自衛官はですよ、特に現場の自衛官は、これ、レーザー照射というのは、銃でいったら銃口を見せられてトリガーに指を掛けている状況ですから、これがなかったと言われると、なかなか現場はやっぱり耐えられないんじゃないかなというふうに思います。

大臣が懸命に両国の外相会談やつかさつかさで努力をされているのは重々承知していますし、何とかこのレーザー照射問題、それぞれの知恵を絞つて、前政権のことでございますので、やはり未来に向けた建設的な議論をして、我々は、やっぱり筋を通すところは通していただいて、より良

い日韓関係の、ミリタリー・ミリタリーの関係含めて築いていただけますようにまずはお願いをしたいと思いますが、大臣の決意を一言お願いいたします。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々も問題の認識は一致をしておると思います。今後とも、お互いが腹を割つて話をできる状況をつくつて、更に緊密にこの交渉をしていきたいというふうに思つております。

○榊葉賀津也君 日韓防衛大臣会合の前の先月の三十一日、菅前総理大臣が、新しい会長になった、超党派の日韓議員連盟の会長として韓国を訪問した。ちょうどこの日に北から弾道ミサイルと思われれるものが発射をされたというタイミングの会談になってしまったものですから、改めて日韓関係の大切さ若しくは日米韓の大切さを皆さんが感じたと思います。

この打ち上げられた軍事探査衛星というものなんでしょうけれども、北にとつたらこの探査衛星の取得というのは悲願だと思ふんです。今のこの技術レベルというのはどれぐらいなんでしょうか。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

北朝鮮は、五月三十一日、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行いたしました。宇宙空間へ何らかの物体の投入はされていないものと推定しております。当該発射は、北朝鮮が衛星打ち上げを試み、それに失敗したものであったと認識しております。

他方、北朝鮮はこれまでに六回衛星の打ち上げとして発射を行つてきており、特に二〇一二年十二月と二〇一六年二月の発射時には地球周回軌道に何らかの物体を投入したと推定されることなどから、衛星打ち上げに関して一定の技術を有しているものと考えられます。

加えまして、北朝鮮は、二〇一七年以降、我が国上空を通過させる形での弾道ミサイル発射やICBM級弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、長

射程弾道ミサイルの技術的信頼性を向上させてきており、先月、五月三十一日の発射においてはこうした技術的成果を適用していた可能性が考えられます。

また、北朝鮮は、できるだけ早い期間内に二回目の軍事偵察衛星の打ち上げを行う旨表明しており、引き続き関連技術の開発に注力していることは明らかだと考えております。

防衛省・自衛隊といたしまして、引き続き、あらゆる事態に対応できるように情報収集、警戒監視に全力を挙げるとともに、今後の対応に万全を期してまいります。

○榊葉賀津也君 金正恩という人間は、例えば内政問題で、決まった期日までにビルが建たなかった、農業政策で失敗をした、医療や衛生分野で失敗した、ことごとく肅清をしたり処罰を繰り返して、内政においても恐怖政治を繰り返しているんですが、この核とミサイルに関しては極めて寛大な対応を取つていまして、失敗をしても担当者罰しないんですね。失敗を恐れずにどんどんやれと。

この二十年間で北のミサイルや核の進歩という開発速度というのは、私も防衛研究所の専門家に聞いたことあるんですけど、ちょっと想像を絶する速さだと、物すごいスピードだということに言つていました。ほんの数年でどんどん進化して、核も持ちました、大陸弾、弾道ミサイルも持ちました。

あと持ちたいのはやっぱりアメリカや韓国をウオッチする目だと思ふんです。つまり探査衛星。逆に言ううと、これ持たれると大変厄介だと思ふんです。アメリカや韓国の報道で北の軍事衛星は性能は低いと少し見下して言っているんですけども、私、侮れないと思いますよ。物すごいスピードでやつらは、かの国は開発を繰り返しますの、これは是非我々も緊張感持つて対応する必要がありますと思ふので、是非防衛省としてもお願いをしたいと思ひます。

外務大臣にお伺いします。

この菅さんと尹大統領の間で様々な会談がされているんですが、外務省のある方が、これ議連の話なので外務省関係ないですというようなことをおっしゃった方がいますが、もうこれ、前総理です。単なる議連の問題ではなくて、これ二国間の真剣勝負の話合いだと思ひます。

拉致問題についてどんな議論がされたでしょうか。

○政府参考人(岩本桂一君) 今委員御質問の点でございますが、菅会長御自身が明らかにされておられるところによりますと、この拉致問題については、菅会長から尹大統領に対して、尹大統領始め韓国側の様々なレベルで理解と協力をいただいていることに謝意を伝えられた上で、拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を求められた、それで、尹大統領からは改めて支持を得た、そのように承知をしております。

○榊葉賀津也君 やっぱ韓国が持っている情報というのは拉致問題の解決にとってなくてはならない問題です。麻生元総理が訪韓をし、総理もバリの会談をし、外相会談もやり、で、前総理が新しい日韓議連の会長として交流を始める。是非、このモメンタムを逃すことなく信頼醸成をして、一刻も早い拉致問題の解決、これに万全を期してほしいと思ひます。

そして、もう一点。福島第一原発の処理水の海洋放出の問題も話題になったと聞いていますが、これにはどんな議論があつたんでしょうか。

○政府参考人(海部篤君) お答え申し上げます。今回の菅議連会長による訪韓でございます。先ほど委員御指摘ございましたとおり、議員としての訪韓ということで、表敬時のやり取りについて政府としてお答えすることはちよつと控えなさいいけないかなというふうに考えてございますが、いずれにしても、政府、いろいろなチャネルで、いろいろなレベルで韓国側に対して高い透明性を持つて科学的根拠に基づく丁寧な説明を行うことによつてALPS処理水の海洋放出の安全性について韓国国内における理解が深まるように努めて

きておりますし、今後ともそのような基本的な姿勢で取り組みたいというふうに考えてございます。

以上です。

○榛葉賀津也君 福島県の復興には、この農産物含めた外国の理解というものがなくてはなりませんので、是非お願いをしたいと思っております。

最後に、大臣、菅前総理が議連の会長になり、一議連とはいえ、今の状況を考えると非常に大事な議連であり、日韓の関係が今重要な時期に差しかかっていると思います。この菅会長率いる日韓議連に対してどんな期待をお寄せになりますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 日韓議員連盟の活動、これはまさにこの二国間関係を支える重要な屋台骨であると考えております。広島でも行われましたG7サミットを契機としたこの日韓首脳会談においても、両首脳が議員交流を始めとする二国間の人的交流が一層拡大しつつあるということ歓迎をしたところでございます。

まさにこうした人的交流が一層活発化すること相互理解が深まって、二国間関係に幅と厚みを与えるということになると考えております。菅会長を始めとする日韓議員連盟所属の皆様は日韓関係の更なる発展を後押しをしていただきたく思っております。政府としてもその活動を御支援していきたいと考えております。

○榛葉賀津也君 ありがとうございます。

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋之でございます。

まず、安保三文書の反撃能力から質問させていただきます。

前回の質疑で、極めて現実的なシミュレーションについてなんですけれども、集団的自衛権を日本が発動してその反撃を受けているような事態ですとか、あるいは、同盟国のアメリカがどこかと戦争していて、それを原因として日本が攻撃を受けるような場合と、様々なことを、三つのことを聞

きまして、その答弁を見ていて、ああ、そういうことかなと思ったんですが、防衛省、政府参考人で結構なんです。結局、今回のこの極めて現実的なシミュレーションというのは、日本が外国から武力攻撃を受けている事態、武力攻撃事態のみがいきなり始まると、そういう前提、そういうシミュレーションしかやっていないということでしょうか。

○政府参考人(川嶋貴樹君) お答え申し上げます。

防衛省の行いましたシミュレーションというのは、防衛力整備というのを目的として、我が国の防衛力が足りているか足りてないかですから、先生御指摘のように、いきなり武力攻撃事態が始まるということもありますし、関連する他の事態から波及して武力攻撃事態に至るということもありましよう。いずれにしても、武力攻撃事態という烈度の高い状況が起こったときに、最も烈度が高い展開をした場合に備えまして、どういう防衛力整備が必要なのかというのを明らかにするためのシミュレーションでございます。

○小西洋之君 ちよつと、昨日、防衛省の方と議論させていただいたのと若干違うような気もするんですが、前回、局長、私のその一、二、三の三つの経緯ですね、それについてはもう答えてはいると思うんですが。

ちよつと質問なんですけれども、よろしいです

か。安保法制で集団的自衛権を日本が発動できるところになって、まあ当然の憲法違反なんです。我々からすればですね、まあ事実と科学がある限り絶対の憲法違反だと思いますけれども、いづれにしても、じゃ、日本がアメリカに対する、まあどこかでいいですよ、密接な関係国でいいんですが、に対する武力攻撃を排除する限定的な集団的自衛権をやっている、同時に、日本に対する武力攻撃も発生しているので、それを排除するための個別的自衛権。この日本が個別的自衛権と集団的

自衛権を両方発動している場合は、今般のシミュレーションは日本に対する武力攻撃を排除するものしか計算してないということなので、皆さんが言うところのその安保法制の下での自衛隊の行動を全て計算できてないということ、それに必要な武力、それに必要な装備や組織を計算できてないということに論理的になっちゃいます。じゃ、ないでしょうか。

○政府参考人(川嶋貴樹君) お答えいたします。

戦闘の様相につきましては、どのような場所でのどのような期間、あるいはどのような内容の戦闘が継続するか、結果的にどのような状況なのか、具体的な戦況につきましては、相手方からのその様相等によって異なるため、あらかじめ予見することは非常に困難であろうというふうに考えております。

先ほど先生が御指摘になりました存立危機事態から武力攻撃事態に推移する状況においても同じでございます。我が国と密接な関係にある他国の対応により我が国が取るべき対応も異なってくるということで、必ずしも、武力攻撃事態単体で見ると最も烈度が高いとか低いとか、そういうことを言う状況にはないんだろうと考えております。

したがって、防衛省としては、最も烈度が高いと思われる武力攻撃事態におきまして、烈度が高い状況が出現したときの対応について、主に防衛力整備の観点からシミュレーションを実施したと、こういうわけでございます。

○小西洋之君 何か、聞いたことに対してまとも

に、論理的に答えないようにしているんだと思うんですが。

ちよつと、端的にイエスかノーかで、局長、答えていただきたいんですが、今回のシミュレーションというのは、日本が安保法制の下で個別的自衛権と限定的な集団的自衛権、その両方を発動している、そうしたケースというのはシミュレーションに含まれているのかどうか、イエスかノーかで答えてください。

○政府参考人(川嶋貴樹君) 済みません、個別的自衛権と集団的自衛権と……(発言する者あり)限定的、はい、分かりました。

それは、もちろん、先立つて……(発言する者あり)はい。

○委員長(阿達雅志君) 発言は手を挙げてお願い

します。

○政府参考人(川嶋貴樹君) 先立つて起こるか、突然武力攻撃事態が起こるかという、先立つもののありなしにかんにかかわらず、同時並行的にそういうことが起こることとは十分可能性があると考えておりますが、そういう場合であったとしても、最も烈度が高い武力攻撃事態に対する対応として、最も烈度が高い状況を想定した防衛力整備をやっておけば様々な状況に対応することが可能であろうと考えておるわけでございます。

○小西洋之君 事実関係だけをイエスかノーかで

答えてください。

だから、今回のシミュレーションには、安保法制の下での個別的自衛権の発動と限定的な集団的自衛権の発動、その二つの武力行使を両方発動している局面というのはシミュレーションに含まれているのかどうか、イエスかノーかで答えてください。

○政府参考人(川嶋貴樹君) 武力攻撃事態に対し

てシミュレーションを行いました。

したがって、存立危機事態における対応を目的としたシミュレーションは行っていない

○小西洋之君 そういうのをちゃんと堂々と答えないと駄目じゃないですか。今のでも、まだ答え、まあ中身としては答えているのでしたといたしますけれども。

なので、結局、集団的自衛権は絶対に違憲なので、ちよつと浜田大臣にもこれ、あと、林大臣も、両防衛大臣、外務大臣が新しく着任されたら、必ず、昭和四十七年政府見解の文言を曲解して、論理を捏造したという近代立憲史上にない絶対の憲法違反なんですけれども、それを御質問し

なきやいけないんですが。

それはさておき、結局、今の局長の答弁から明らかにすることは、これ、皆さんの安保法制からしても、皆さんのこの憲法違反の集団的自衛権を含む安保法制からしても、シミュレーションになっっていないわけですね、まともなシミュレーション。だから、結局、私も質疑を重ねさせていただいて分かったんですが、結局、四十三兆円という数字ありきで、それに向けていろんな予算をかき集めて、今委員長の下で連合審査を我々もさせていただいて、そこでこの財確法の前提となる四十三兆円も、もうどんぶり、どんぶりということが明らかにしたと思うんですが、そういう数字ありきの政策であつたんだなというところを思うわけでございます。

なので、この間、九条との関係についての質問をさせていただいたんですが、だから、そういう積み上げの、武力の意味でも論理的な積み上げをやっていないので、九条との関係でも、これ違憲になるんだというふうに思います。

ちよつと次の質問に行かせていただきますが、外交は外務大臣、最後までめてお伺いさせていただきますので、次、問いの四番なんですけれども、反撃能力ですが、この反撃能力によって我が国が保有するこの実力ですけれども、スタンドオフなどの実力なんです、この実力をもって、日本に武力攻撃を行つてくる国のミサイル攻撃に係しないその他の武力ですね、相手国の。その武力に関する装備だとか基地だとか、そういうものをたたくことはできるんでしょうか、法理として、あるいは防衛政策上やむを得ない場合ですね。ミサイル攻撃、相手からの、相手国の、ミサイル攻撃に係しない相手の武力に関するものを反撃能力で保有する実力によってやむを得ないときはたたくことができる、多分できるというふうに考えているんだと思うんですが、それについて、まだ国会で明確に答えていないので、もうこれは明確に答えてください、時間がなくなっちゃいますので。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

政府は従来から、何が対象となるか、なり得るかについては、一九五六年の政府見解以降、対象の例示として誘導弾等の基地等を挙げてきたところでございます。これ以外に何が対象となり得るかについては、攻撃を厳格に軍事目標に対するものに限定するといった国際法の遵守を当然の前提とした上で、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限の措置が否かという観点から個別具体的に判断されるべきものと政府としては考えております。

○小西洋之君 だから、今の答弁の最後のその弾道ミサイル、要するにミサイル攻撃を防ぐのにやむを得ないと言つたんですけど、私の質問は、その相手からのミサイル攻撃に係しない相手からの武力、そうしたものをたたくということもこの反撃能力の実力で真に必要なときはできるのかどうか、できると考えているのかどうか、それを明確に答えてください。個別の攻撃対象じゃなくて、これ一般論で聞いているわけですから。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。先ほど私、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐためにと申し上げましたけれども、反撃能力につきましては、ミサイル攻撃への対応が現実的課題と整理しているところでございます。

一方、将来の技術革新の可能性などによりましては、攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として反撃能力を行使しなければならぬ状況が弾道ミサイルによる攻撃以外にもあり得ることは否定できません。したがって、国家安保戦略等において弾道ミサイル等と記載しているところでございますが、その対象を網羅的にお示しすることは困難でございます。

その上で申し上げますと、例えば弾道ミサイル以外には、極超音速兵器や変則的な軌道で飛翔するミサイル、巡航ミサイルといったものが想定されます。こうした趣旨で弾道ミサイル等と記載し

ているところでございます。

○小西洋之君 ちよつとそういうのやめてほしいんですけど。

ミサイル攻撃と言っているわけだから、弾道ミサイル以外のやつも当然包含して言っているに決まっているわけじゃないですか。だから、今局長がおつしやつたそのミサイル装備、ミサイル攻撃以外のものもたたくのかどうか、明確に答えてください。三回目です。

○政府参考人(増田和夫君) 大変恐縮でございますけれども、何が対象となり得るかにつきましては、例示として誘導弾等の基地を挙げておりますけれども、これ以外に、先生がおつしやつているようなミサイル発射基地など、ミサイル攻撃のための装備以外のミサイル攻撃の実力と異なるものをその標的と、対象とできるのかどうかということにつきましては、これはまさに事態認定がなされた後の武力の行使という個別の作戦に関わるものでございまして、いかなるケースでいかなる対応を取るかと、どれが対象になつてどれが対象にならないかということ明らかにすることは、對抗的な措置をとられることなどにより国の安全を害するおそれがありますことから、安全保障上控えるべきだと我々は考えておりまして、先生の今御質問でございしますけれども、お答えすることは困難であることを御理解いただければと思います。

○小西洋之君 それを、初めからそれ答えればいいんですよ。じゃ、追加で、今謝つたら駄目ですよ。じゃ、今おつしやつたそのミサイル攻撃以外のものをたたくというのは、それは法理としてたけるんですね、法理としては排除されてない。排除されているかどうかだけ答えてください。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。国家安保戦略等でも明記しておりますが、弾道ミサイル等と書かれておりますように、将来の技

術革新の可能性などによつては弾道ミサイルによる攻撃以外にもあり得ることは否定しません。

○小西洋之君 だから、武力に関する議論なんですから、堂々と答えないと駄目なんですけれども。

次の質問を行かせていただきますけれども、一般のこの反撃能力の政府の整備方針ですね。反撃能力という実力を使うためにミサイルを幾つか選んでどういうふうに配備していくかというような、そういうやり方なのか、あるいは、防衛省の説明ではそうじゃなくて、日本に対する侵略を排除するためのスタンドオフ等のミサイル装備をまづ構えると、ただ、それはほとんど同時に反撃能力にも使えるもので、いざというときの反撃能力等に使えます。だから、その反撃能力の実力の整備方針を簡潔に答えてください。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

先生今二種類の説明を挙げられましたけれども、まさに後者の方だと我々は説明してございます。反撃能力はあくまでスタンドオフ防衛能力等の自衛隊の能力を活用するものでございまして、反撃能力のための独自の整備方針を定めているものではございません。したがって、まあそういうことでございます。

○小西洋之君 さはさりながら、いざですね、これ一般論として、そのミサイルの撃ち合いになつたときに、熱い戦い、熱戦という言葉もあります、ミサイルの撃ち合い、ミサイルの熱戦を反撃能力の実力で、装備した反撃能力の実力でいうこともシミュレーションの中には含まれていないんでしょうか。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

先生が今おつしやつたようなミサイルの撃ち合いを行うため、これを前提としてシミュレーションということは行っているわけではございません。

○小西洋之君 ちよつとシミュレーション担当の

川嶋局長に聞きますが、極めて現実的なシミュレーションはミサイルの言わば撃ち合いですね、ミサイルの熱戦、要するに撃ち合いです。そうした事態、局面というものが極めて現実的なシミュレーションには含まれているのかどうか、それを答えてください。

○政府参考人(川嶋貴樹君) お答え申し上げます。

反撃能力を行使するといった場合も含めてシミュレーションは構成されております。

○小西洋之君 その反撃能力は、烈度として、相手とミサイルを撃ち合うようなものは含まれているのかどうか、答えてください。

○政府参考人(川嶋貴樹君) 先ほど申し上げましたように、まさに反撃能力もシミュレーションの対象といたしておりますけれども、じゃ、どのような数、どのような形でというものはすぐれて作戦に属すると申しますか、それを公にすることにははばかりがあるということでございますので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○小西洋之君 じゃ、次、問いの四の方に行きまされども、岸田総理大臣は、この反撃能力を保持することを盾の部分を高めるための能力というふうに言っているんですけれども、先生方も御案内のとおり、かつては敵基地攻撃能力はアメリカ軍が矛の役割としてやって、日本はこの迎撃、盾をやると言っているんですけれども、かつて矛と言っていたものがなぜいきなり盾になってしまっのか、なぜ反撃能力が盾の部分を高める能力と言えるのか、それを説明してください。盾のための能力というふうに言っていますけれども。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

いわゆる盾と矛の役割については、政府として確立した定義があるわけではございません。他方、先生も御案内のとおり、周辺諸国のミサイル関連技術と運用能力というのは非常に向上しておりまして、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなると。そういう中で、

今後、日本の防衛を考えるときにどうしたらいいのかということをごこの戦略三文書の中で明記させていただきました。

確かに、これまで盾と矛という議論が国会等の場で行われたことは承知しておりますけれども、我々は、この反撃能力を国家防衛戦略などにおきましては統合防空ミサイル防衛能力の一環と位置付けております。まずミサイル防衛システムを用いて、一番近くの日本の領域の上空で、若しくは公海の上空で、我が国に向けて飛来するミサイルを迎撃します。その上で、弾道ミサイル等の攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において有効な反撃能力としてスタンドオフ防衛能力を活用するというふうに書かせていただいているところでございます。

このように、ミサイル防衛も反撃能力も、いずれもミサイル攻撃から国民の命や暮らしを守り抜くためのものと考え、国家安保戦略等におきましては統合防空ミサイル防衛能力の一環として位置付けたところでございます。

○小西洋之君 ちよつと防衛大臣、よろしいですか。今の局長の説明で統合防衛能力という傘をかぶせたので、かつて矛ですね、相手国の領域に打撃を行う、かつては矛と言っていた打撃力が盾のためだというふうに言っているんですが、矛盾という言葉があるんですけれども、矛盾ですね、これ新しい故事成語を日本政府がつくっちゃうことに私なと思うんですね。かつての矛盾というのは盾と矛、どっちが強いんだという話でしたけれども、これもつとひどくて、かつて矛と言っていたものをこれからは盾というふうに言おうと。もう、黒と言っても黒ではなくて白だというような話であって、これ当然、到底、日本国民の皆さんに説明が付かない、岸田総理が言っている反撃能力、他国領域への打撃の能力を盾のため、盾の能力だというのは到底日本国民に説明の付かない新たな矛盾話ではないでしょうか、防衛大臣。

○国務大臣(浜田靖一君) いわゆる盾と矛の役割については、政府として確立した定義があるわけではありませんが、その上で、国家防衛戦略においては反撃能力を統合防空ミサイル防衛能力の一環と位置付けております。まずミサイル防衛システムを用いて公海及び我が国領域の上空で我が国に向けて飛来するミサイルを迎撃し、その上で、弾道ミサイル等を攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において有効な反撃を加える能力としてスタンドオフ防衛能力を活用しております。

このように、ミサイル防衛も反撃能力も、いずれもミサイル攻撃から国民の命や暮らしを守り抜くためのものと考えております。

○小西洋之君 だから、その局長の答弁をそのまま答えていただくんだったら、大臣に聞いた意味がないんでありますけれども。

では、次に、問いの六なんですけど、もう結論だけ答えて、質問通告はちゃんとやっているんで答えていただきたいんですけども、この存立危機事態と反撃能力との関係なんですけれども、政府は、この反撃能力で保持した実力を使って、存立危機事態で限定的な集団的自衛権はできるといふふうに言っているんですが、それが許される局面なんですけれども、この安保三文書のこの字面を眺めていると、密接な関係のある他国に対する武力攻撃、それはミサイル攻撃に限られているのか、これが一つです。かつ、日本に及ぶ明白な危険、国民の生命等が根底から覆るこの明白な危険というのは、他国からのミサイル攻撃が後に飛んでくると、そういう事態に限っているのか。防衛省の説明では、両方ともミサイル攻撃に限られないというふうなことだと思んですが、結論だけ答えてくれますか。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

御指摘の存立危機事態を認定した後の反撃能力の運用につきましては、実際に発生した状況に即して、武力の行使の三要件に基づき、弾道ミサイ

ル等による攻撃を防ぐためにほかに手段がなく、やむを得ない必要最小限の措置としていかなる措置をとるかという観点から、個別具体的に判断することになります。

存立危機武力攻撃、これは、武力攻撃事態も書かれておりますけれども、この存立危機武力攻撃を排除することによって回避しようとする我が国への影響には、一般論として、御指摘のような我が国に対するミサイル攻撃の被害も含むものと考えますが、これに限られるわけではないと考えております。

○小西洋之君 ちよつと、全部答えていただいたのちで会議録精査しますが、川嶋局長さん、次、ちよつと質問なんですけど、昨日、国連室の通告をさせていただいたんですけども、財確法で七千億円の決算剰余金というものを当てにしているんですけど、これ、令和十年度以降もこの決算剰余金、二分の一はこの防衛関係費の予算に回すと、そういう政府方針になっているのか、政府の方針を簡潔に答えてください。

○政府参考人(茂木陽君) お答えいたします。

抜本的に強化される防衛力は将来にわたって維持強化していかねばなりません。この防衛力を支えるためには、令和十年度以降も毎年度約四兆円のしつかりとした財源が必要でございます。

この財源確保に当たりましては、政府として、国民の御負担をできるだけ抑えるという方針の下、あらゆる工夫を検討した結果、歳出改革、決算剰余金の活用、防衛力強化資金の創設、この三つの取組によりまして必要な財源の四分の三を確保することとして、それでも足りない約四分の一については税制措置での御協力をお願いする考えでございます。

こうしたことでございますので、令和十年度以降も毎年度、必要な約四兆円のうち七千億円程度につきましては決算剰余金を活用することになると承知しております。

○小西洋之君 結論だけでよかったです。政府の方針ですね、じゃ、内閣官房でしよう

か、ちよつとこれ、今国会この委員会でも質問しているんですけども、四十三兆円のうちの四つの分野の一兆円の部分なんですけれども、あの内訳と金額が、これ三回目の質問だと思うんですけど、決まったのかどうか。決まっていらないんだつたら、いつまでに、何が理由でいつまでに決めるのか、外務大臣に御質問しなきゃいけないので、簡潔に答えてください。

○政府参考人(室田幸靖君) お答え申し上げます。

まず、総合的な防衛体制の強化に関する経費は、防衛力強化のための経費の外の経費でございます。したがって、令和九年度で申し上げます。八・九兆円の防衛費の外の経費でございます。その上で、現在、実はこの四つにつきましては、三文書を決し、新しくできた経費でございますので、OSA、政府安全保障能力強化支援以外の経費は令和五年度においてはまだゼロでございます。現時点で、令和六年に向けての予算の積み上げのための作業を行っていることは御理解いただいているところでございます。その上で、概略的に申し上げますと、一兆円のうち研究開発、公共インフラが大宗を占めることになるというふうに考えております。

公共インフラにつきましては、例えば、令和四年度補正後予算額、政府全体の予算額で約八兆円、研究開発については同じく約九兆円となっておりますので、額としてはこの二つが大宗を占めるということになりますけれども、具体的な金額については、まさに来年度、令和六年の予算編成に向けての作業を踏まえつつ、令和九年に向けての作業の積み上げを考えていくということでございます。

現時点で細かい積み上げについて、数字を申し上げることについては、まだできないというところでございます。

○小西洋之君 どんぶりの中身が若干だけ分かりましたが、まあどんぶりはどんぶりであるということだというふうに思います。

では、外務大臣に質問させていただきますが、問いの三番なんです、前回質問させていただいたものを、重ねてなんですけれども、この極めて現実的なシミュレーションというのは日本に対する武力攻撃が発生しているときですが、そのときに、まさに日本外交がどういう戦略、今からどういう戦略を立てて、何をやって一刻も早く日本に対する侵略を日本の外交の力あるいは国際外交の力で止めていくかということで、前回の答弁は、個別の事態のときに個別のことを個別具体的に検討してやりますというような答弁だったんです。

それだと外交の存在意義がないと思いますので、この間、政府が何度も何度もいろんなところでおっしゃっている、常任理事国ロシアによるウクライナの侵略ということがあり、その侵略を止めなきゃいけないという我が国外交の努力があり、世界外交の、国際外交の努力もあるところでございまして、現代社会においては戦争というものには許されないうし、また、そういう戦争というものには、社会経済的にもその国においてそれはもう不合理極まりないものであるという認識の下に、我が国はどういう戦略的な外交をそういうときにはやっていくのかということについて、具体的な答弁をお願いいたします。

○国務大臣(林芳正君) 我が国といたしましては、この国家安全保障戦略にも書かれておりますように、平素から日米同盟の強化、そして自由で開かれたインド太平洋実現に向けた取組の更なる推進、これを含む同志国等との連携、さらには周辺国・地域との外交など、こうした戦略的なアプローチ、これを着実に実施していく、そのことによって我が国を取り巻く安全保障環境の改善に取り組んで我が国への武力攻撃の発生を未然に防ぐ、この努力をしておるところでございます。

その上で、我が国への武力攻撃が発生する場合の外交の在り方については、ちよつと先ほど委員もおっしゃっていただきました、個別具体的な状況にに応じて対応することとなるため判断を持つてお答えすることは差し控えたいと思いますが、一

般論として、他国への武力攻撃は、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の違反であり、認められないということでございます。

そして、この事前の外交努力にもかかわらず我が国に対する武力攻撃が発生したという段階においても、これも個別具体的な状況に応じてということですが、やはりこの国際社会と連携して、武力攻撃の終了、それから事態の改善等に向けた外交努力、これは当然に行っていくことになりました。

○小西洋之君 もう少し踏み込んだ答弁をしていただきたいというふうに思っていますが、例えば、日本はアメリカの同盟国で、アメリカは世界のパワーですので、アメリカと、軍事はもちろん貿易、交易関係、あるいは経済的なルール等々でも実際戦うという国は余りないと思うんですけども。

だから、日本に侵略があったときは、例えば国際的な経済制裁を、大臣がおっしゃったように国連憲章違反なんです、国際的な枠組みでこういうふうにつくっていくんだとか、まあこういうふうにつくるというところまでは言えなくても、この戦争を止める、侵略を止めさせるためにどんな有効的な取組というのが、一般論としてですね、日本の外務大臣がそのことを国会や国民に対してお話しただけではないはずはないし、むしろこれだけ厳しい安全保障環境だということで四十三兆円もの莫大な血税を注ぎ込んで軍備をやる以上は、一番大切な外交は何をなさるのかということをやつぱり答えていただかなきゃいけないと思いますので、事前のことは先ほどの答弁、もう少しそれに答えていただきたいと思いましたが、どういふことを具体的にやるかというようなことがあり得るのか、考えられるのかというようなことについて、もう少し具体的に答弁いただけないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) まさに今、先ほどちよつと委員が触れられたように、現在、ロシアによる

ウクライナ侵略ということが起こっているわけでございます。

したがって、このロシアという常任理事国の一角が国連憲章違反をやっているということから、国連が、仮定のことを申し上げるのはなかなか難しいところもございしますが、ロシアでなくて、常任理事国でなかった場合、過去にもケースがあったと思いますけれども、そのことと今回が違っているということは大前提として置いておかなければなりませんが、そういう前提の中でもG7や同盟国を中心にいろんなことをやっているということでございます。

こうした今回の事例や過去のいろんな事例がございしますが、そのときそのときの国際環境に応じて、例えば冷戦下であったときはどうであったか、その後、米国一強と言われた時代はどうであったか、また、その後、まさに日本が令和になったときに、こうした常任理事国が国連憲章違反を犯しているとはどうであったかと。これ、いずれもいろんなケースがございしますので、そうしたケースよりも全く違った革新的なものが急に出てくるということではなくて、やはりこうした地道な積み重ねの中で、いろんなことをやっていた中で、その起こったことに対して何が一番適切なのかというのはまさにそのときの判断ということになるかと思いますが、そういう中でしっかりと判断をしていくというのが我々に課された使命であろうというふうに思っております。

○小西洋之君 もう少し具体的にお願いしたいところなんですけど、大事な質問なんです。

じゃ、次の二のバラの、問いの九番ですね、外務大臣への御質問。これも前回お伺いした質問をちよつと重ねてさせていただきたいんですが、中国ですけれども、この安保三文書の閣議決定前は、外務大臣、この委員会でも本当すばらしい答弁をしてくださったって、日中はお互いにして最大あるいは二番目の貿易相手国なので、常識的に考えて、この両国が戦争をすれば、お互いの経済、金融、もう破綻、いろんなものが破綻するわけだす

けれども、そうすると、常識で考えて、この国が戦争をし合う、武力を交じえ合うということは普通に考えてあり得ないことであるといったような趣旨の答弁をいただいたんですが、ただ、現実として、この閣議決定の安保の三文書というのは中国を想定しているものだろうというふうに思うわけなんですけれども。

それはさておき、その安保三文書の閣議決定の後の質問では、林大臣は、閣議決定前の、中国と戦争するということは、日本が武力紛争状態になるということは普通では考えられないことだというふうなことを明確におっしゃらなくなっているというふうに思うんですけれども。大臣の今の御見解、今の御見解として、その質問、二回目の質問は三月だったと思うんですけれども、今の御見解として、十二月あるいは三月も変わらぬ見解だったんだしたら、日中は、普通に考えて、そのお互いの経済関係、あるいは社会関係も、経済関係などを見ると、武力を交じえ合うような国ではないと、普通に考えて、そういう御見解でいらっしやいますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) まず、昨年十二月の小西委員とのやり取りでございますが、私から、小西委員からそういう趣旨の御意見の御開陳があつて、それに対して私から、緊密な経済関係を有する日中両国間で、今日現在、武力紛争が起こることとはないと多くの方が思うだろうと、こういうような趣旨のことを述べておりますが、まさにこのような認識については現時点でも何ら変更はございません。

その上で、三月の委員会の御指摘がございましたが、そのときも、実は十二月の答弁を述べた、十二月に述べた認識を示した上で、その後、特定の国や地域を念頭に置かないということを明確にしつつ、一般論として、今日現在の状況が今後とも一切変わらないということは、変わらないとは限らないということを一般論として述べたということです。

○小西洋之君 ありがとうございます。

最後の、一般論として、そういう認識は一切変わらないということは言えないということなんです、とすると、この安保戦略の十年間あるいは防衛装備計画のこの五年間の間に、日中が、それは、日中が武力紛争を交えるというのは、もう本当に常識で考えられない不合理だということなはずなわけでございますけれども、この安保戦略の十年間あるいはその装備計画の五年間の間に武力紛争の発生の可能性というのはあると、排除しないというわけですが、じゃ、なぜあるとお考えになるのか、あるいは、そういうふう考えたそのタイミング、今回、閣議決定、大臣もされているわけですから、それについて御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 反撃能力を含めて、我が国の防衛政策、これ何度も御答弁をしておりますが、特定の国や地域を念頭に置いたものではなくて、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、国民の命や暮らしを守り抜くために反撃能力の保有を決定したというふうに承知をしております。

○小西洋之君 日本外交の役割というのは、大臣がさっきおっしゃっていた、今日現在、今日現在の時点で日中が武力紛争を交えるということは常識であつてはならないしあり得ないことだというふうなことを、我々両国、あるいは両国の責任者、あるいは両国の国民、あるいは世界が、そういうことを、今日現在というものをずうっと向こう五年、十年も保ち続けるのが大臣の日本外交の最大使命だと思えますので、それを是非しっかりとやっていただきたいと思います。

もう一つこの外交についてなんですが、これ政府参考人でも結構なんですけれども、国家安保戦略には、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固めるものになるという言葉があります。一方で、岸田総理の国会答弁で、外交には裏付けとなる防衛力が必要でありますということを言っているんですが、この二つの文言、趣旨が同じ趣旨であるのかどう

か、まずそれだけ簡潔に答えてください。
○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれている中で、まず優先させるべきは積極的な外交の展開、それと同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要であると。御指摘の国家安全保障戦略の記述や総理の答弁はこうした点を説明したものであり、基本的に同義であると承知しております。

○小西洋之君 じゃ、外務省政府参考人で結構なんです、その外交のためには裏付けとなる防衛力が必要と、これ具体的にはどういう意味なんですか。具体的に、それ分かりますか答弁してください。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

今御答弁申し上げたとおり、まず優先されるべきは積極的な外交の展開でございます。我が国は、その中で、長年にわたって国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や国際協力を行ってきております。その伝統と経験に基づいて、今後も多くくの国と信頼関係を築き、我が国の立場への理解と支持を集める外交活動や他国との共存共栄のための国際協力を展開してまいります。

先ほど申し上げましたとおり、外交には裏付けとなる防衛力が必要でございます、こうした考えから、国家安全保障戦略では、我が国の安全保障には総合的な国力が必要なこと、また、その主な要素の第一の柱は外交力であり、防衛力はその裏付けとなるものであるということでございます。

○小西洋之君 ちゃんと通告しているんで答えてください。

その安保戦略で書いている言葉、総理の答弁と同じになった、外交には裏付けとなる防衛力が必要。私も実はそう思います、これ否定しないですよ。ただ、具体的にどういう意味というふうに政府は考えているのかを分かりやすく説明してください。

さい。
○政府参考人(今福孝男君) 具体的に申し上げます。これも、これまでもる御答弁申し上げていますが、外交の裏付けとなるというのは、外交力を展開していく上で説得力を持たせることという意味でも防衛力というのは裏付けになるものと考えております。

○小西洋之君 先ほど私もこれ否定しないというふうなことを言ったんですが、ちょっと今外務省が言ったように、外交には裏付けとなる防衛力が必要という、その説得力というところ、それどういことですか。外交でうまくいかなかったら武力が待っているぞとか、そういう話ではないですね。

だから、そこをちゃんと国民の皆さんに分かりやすく説明をしてください。ちよつと時間がなくなつてきていますので。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、我が国の防衛力はあくまでも国民の命と平和な暮らしを守り抜くためのものでございます。これまでも御答弁申し上げておりますとおり、我が国が国民を守るしつかりとした体制を持つていることが外交力の裏付けとなると考えております。

○小西洋之君 説明になつていないから、ちよつと今多分答弁言われたけど、考えておいてください。ちゃんと聞きますから。

ただ、私が申し上げたいのは、日本が今求められている必要な外交というのは、そういう外交ではやっぱり足りなくて、日本自らその中国なりいろいろな関係国との利害関係をしっかりとつくり込んでいって、国際社会の中で、この日本に対する武力というふうなことを絶対に誰も考えないというふうな環境をつくっていくのが、そういう創造力のあるものの外交が今求められているんだというふうに思います。

答弁用意しているんだつたら聞きますけど、具体的な答弁用意していますか。しているんだつた

ら早く答えてください。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

国家安全保障戦略にもございますように、この抜本的に強化される防衛力は、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための外交の地歩を固めるものとなるということでございます。

○小西洋之君 再度聞くので答弁整理しておいてください。

じゃ、最後、川嶋局長、よろしいですか。前回の議論の続きなんですけど、新しい防衛装備の移転ですね、先ほど法案自体は、基盤法は可決しましたけれども、憲法前文の平和主義にのっとってやっていくということ、政府の明確な答弁があるんですけども、ちゃんと答えてほしいんですけど、憲法の前文に全世界の国民が戦争によって殺されない平和の生存権を持っているというふうに書いてあるんですね、憲法前文に。

とすると、殺傷兵器を一般的に海外に日本が輸出する場合は、それは直接使われるというのは防ぐようなことは難しいと思うけど、それが転売されたり転用されたりして誰かを殺すことになるので、いわゆる殺傷兵器、分かりやすい意味での殺傷兵器を輸出するということは憲法前文の平和主義の下では非常に難しいと、平和主義に抵触するというのが一般的に考えられるという理解でよろしいですね。答えてください。

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げます。

先生、とても大切な点、御質問されたと思いますが、ちょっと事前に通告を受けておりません。きちんとの点整理してお答えした方がよろしいと思いますので、この場で私から中途半端な御答弁は差し控えていただきたいと思います。

○小西洋之君 済みません、川嶋さんというのは、昨日防衛省の方から聞いたのを失礼をいたしました。

じゃ、時間になりましたので終わります。ありがとうございました。

○委員長(阿達雅志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、武見敏三君が委員を辞任され、その補欠として三宅伸吾君が選任されました。

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁です。

本日は、両大臣がかりゆしを着ておられて、私もなぞ着ておられるのかよく理解できなかったんですが、閣議でそのようなかりゆしデーというのがあってということ聞きまして、大変お似合いで、また羨ましく思います。是非、閣議と言わず、議会全体でもそのようなかりゆしデーみたいなことをして、皆でそのような時を持つことができたかもいいんじゃないかな、私も喜んで着てきたかっただけだと思って見えておりました。

今日は、午前中に財金との合同部会がありまして、財源確保法について質疑というか、参考人の質疑がありました。これは木曜日も続いているということですので、今日はまず一回目ということ、私の方もこちらの方を取り上げさせていただいて、質疑をさせていただきたい、そのように思っております。

配付資料の一を御覧いただければと思います。これはもう皆さんよく見ておられるものだと思いますし、私も何度も説明を受けたものなんですけど、いまだにちょっとまだ把握し切れない、頭が悪いのかもしれないんですが、把握が難しいと私自身も理解しております。

この左上の五年間の防衛力整備の水準四十三兆円に対して予算額が四十・五兆円であると、その差額が二・五兆円であると。四十・五兆円については、この下の五角形の赤い四角というんでしょうか、五角形のところにここが含まれてくるというふうには理解しておりますけれども、この二・五兆円の差額、これは何を表しているのかというのを質問したところ、自衛隊の施設の改修等の施設整備費約四兆円の一部がここに含まれるという説明を受けております。

この二・五兆円、どうしても必要な防衛力の整備に、防衛力整備の内容であれば、なぜこの四・三兆円をこの赤い部分に含まなかったのか、予算総額の中に含まなかったのかということ、まず御質問させていただきたいと思います。

○大臣政務官(金子俊平君) ありがとうございます。

鈴木財務大臣筆頭に、答弁繰り返しになると思いますが、今般の財源確保法におきまして、防衛力を抜本的に強化し、将来にわたって維持強化していくための必要な財源は将来世代に先送りせずに確保するという岸田総理の考え方の下、防衛力整備計画に基づきまして、令和九年度までに五年間、予算編成に、四十・五兆円の部分でございますけれども、については、令和四年度当初予算五・二兆円程度を五年間総額に換算しまして二十五・九兆円程度から増額部分の十四・六兆円部分に關しまして、このグラフでお示したとおり、歳出改革、それから決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛強化資金、税制措置による財源確保をすることとしております。

その上で、金子委員御指摘の予算編成に伴う四十三兆円の部分とそれから四十・五兆円の差額の二・五兆円程度に關しましては、自衛隊施設等の整備に更なる加速を進捗状況を踏まえつつ機動的、弾力的に行うことに伴う一・六兆円の部分、それから、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用させていただく〇・九兆円程度とし、この決算剰余金が増加しない場合には、防衛力整備の一層の効率化、合理化の徹底等を通じて実質的な財源確保を図ることを前提としております。

具体的な財源の在り方につきましては、その時々予算編成過程において検討させていただいて、国会の審議を経て決定するものと承知しております。

○金子道仁君 その説明なんですけれども、まず財源のところに關しては、この二・五兆円をカバーする際に決算剰余金の上振れ分を想定する

と、それがなければ、もう下にまとめてしまつて、四十三兆円についてこれの財出を、何とか捻出していくというふうにした方が分かりやすかつたのではないのでしょうか。それをわざわざ分ける理由については、やはり説明を伺っても余りよく、分かりにくいと思っております。

そして、次の質問に行きますが、自衛隊の施設整備費に關して、この二・五兆円の中に含まれるということでしたが、今年度に關しては自衛隊の施設整備費や艦艇建造費四千三百四十三億円、これは建設国債によって対応したと、発行対象経費として整理されているわけです。約四千三百億円、これを掛ける五をしますと約二・二兆円となりますので、大体この二・五兆円の部分と整合してくるようには見えるんですけども、この二・五兆円というのは、将来的に建設国債発行によって財源確保を念頭に置いているわけではないんでしょうか。

○大臣政務官(金子俊平君) ありがとうございます。

金子委員御指摘のとおり、令和五年度予算におきましては、防衛省・自衛隊の施設整備費並びに先ほど申していたきました艦船建造費に關しましては、〇・四兆円を建設公債の発行対象経費として整理をさせていただいております。その上で、令和五年度予算における防衛関係費の増額に対応する財源は歳出改革並びに税外収入で確保したところでございまして、建設公債の発行による財源確保を行ったわけではございません。

その上で、繰り返しになりますが、防衛力整備の水準四十三兆円程度と先ほどの四十・五兆円程度の差額である二・五兆円に關しましては、繰り返しになるかもしれませんが、自

衛隊施設の整備の更なる加速化を、また事業の進捗状況を踏まえつつ機動的、弾力的に行うことに伴う一・六兆円、また、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用させていただきまます〇・九兆円程度とし、この具体的な財源の在り方については、その時々予算編成の過程において検討をし、国会でも審議をいただくことと考えております。

ですので、今委員がおっしゃっていただきました発行対象経費の全額を単純に五倍して建設公費の発行額を見込んでいるわけではございません。

〇金子道仁君 財務省の説明によると、その今回の建設国債による四千三百四十三、これは下のグレーのBのところの財源がこれに当たるというふうに説明を受けております。ますますこれも分かりにくくて、グレーの部分为建设国債を増やすことによつて上に伸ばしていけば、必然的にこの赤い台形というか五角形のところにお金が回つていくというふうにも見えますし、財源も非常に不透明ですし、その辺り、説明を何度かまた繰り返して確認させていただきたい、そのように思っております。

次に、決算剰余金の活用の項目について御質問します。

決算剰余金、五年後には約七千億円程度出てくるのではないかと。これは、毎年平均して約一兆四千億円ぐらゐの決算剰余金が出ているので、その半額がここには想定できるのではないかとというように説明を受けておりますけれども、毎年一兆四千億円の決算剰余金を発生させるような予算を組むというのは、まさに水増しした予算を組んでいきますというふうな、そういう意思表示にも見えなくもないわけですね。

決算剰余金の半額は赤字国債の発行額減額によつて抑制する仕組みがありますけれども、なぜこの五年後に七千億もの決算剰余金が発生するという算定をしたのでしょうか。御説明ください。〇政府参考人(寺岡光博君) お答え申し上げます。

決算剰余金が発生する理由でございますが、まず、毎年度の予算は、予算時点の見積りに基づき、当然歳入と歳出が見合う形で作成はいたしますが、決算剰余金はしたがいまして当初から見込まれるものではございませんが、予算を執行していく中で生じます歳出の不用や、税収や特例公債等の歳入の増減が生じますことにより、結果として発生し、その金額が発生するものでございます。

すなわち、予算が執行される過程で歳出の不用や税収等の増減が見込まれてまいります。特例公債につきましても、特例公債法の規定に基づいて、出納整理期間において言わばその歳出不用や税収等の状況を見ながらその発行額の抑制に最大限に努めるということをしてございます。

しかしながら、最終的な税収の正確な見込みを立てることは難しゅうございまして、歳入欠陥にならないように留意しながら発行額の抑制、そうした限界の中で発行額の抑制を行うものですが、結果として一定程度金額の決算剰余金が生じているとさせていただきます。

このような決算剰余金につきましては、お示しのとおり、直近十年間の平均が一・四兆円程度であることを踏まえ、今回、その二分の一の〇・七兆円程度を防衛力強化のための活用見込額と見込んでいくところでございます。

防衛力強化のための決算剰余金の活用はこのように過去の実績を踏まえた見込みを立てているところでございまして、委員御指摘のように、予算をあらかじめ何らか膨らますといったようなことを前提としているというわけではございません。

〇金子道仁君 御説明ありがとうございます。今の御説明を伺いますと、一つは、歳出改革によつて無駄は省かれたと、言わば、これでいうと青い部分がもつと上に行くところ。もう一つは税収の上振れ、つまり、景気が良くなって収入が、税収が増えることによつてこの決算剰余金ができるという説明だと思ふんです。であれば、この決算剰余金の活用ではなくて、

この歳出改革をより増やして、かつ、その景気回復による増収を見込むというふうに書くべきではないんでしょうか。

〇政府参考人(寺岡光博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、歳出につきましては、まず、このお示しの図の歳出改革というものは、当初予算において前年度に対して幾らぐらい減らせる、非社会保障関係費の中であらかじめ歳出改革を行おうというものでございます。同じ歳出ではございますが、歳出不用は、あらかじめ国会の議決をいただきまして、政府として歳出権をいただいた中で執行する過程におきまして、例えばその後の事情の変更ですとかそういったことによりまして歳出が行われなかったもの、その部分が不用でございまして。その違いはあるのかなというふうに思います。

〇金子道仁君 この点については、また引き続き次回御質問させていただきたいと思ひます。

四つ目の問いに行かせていただきますが、歳出削減に関して、どのようにして五年後に約一兆円の歳出削減をしていくのか。今年度の歳出削減が大体二千億円と報告受けておりますが、これは、私の理解では、その歳出削減というよりも歳出の自然減というふうな、恩給が減つたりとか、そういうものを積み重ねたものという印象があります。

じゃ、どうやって五年後に一兆円もの歳出削減をするのかという質問をすると、政府からの答弁は必ず、行政事業レビューを行つていまして、これによつて歳出削減をしていきますというふうな伺つています。ただ、この行政事業レビューに関しては、内容を確認すると、どうしても各省庁ごとのそれぞれの事業について無駄がないか、この一つ一つの事業をぎゅぎゅつと雑巾を絞るようにして無駄を省いていく、まさに今、官僚の皆さん、それをしつかりやっておられると思うんですが、省庁をまたいだ重複するような、そのような類似業務を洗い出して、重複するものは合理化し

ていく、そのような視点の抜本的な行政改革はこれでは行えないんじゃないかというふうに危惧しております。

現在行っている行政事業レビューについては、省庁横断的な、そのようなレビューは行つていないでしょうか、お答えください。

〇政府参考人(湯下敦史君) お答えいたします。

行政事業レビューは、各府省庁が自ら全ての予算事業について、必要性、有効性、効率性の観点から点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映する取組であり、つまり、御指摘のように各府省庁の取組ということではございます。

ただ、他方、統一の様式である行政事業レビューシートを用いることで、他省庁の事業も含め、類似事業の比較検討を行うことも可能となっております。

さらに、本年四月からは、EBPMの手法を取り入れ、レビューシートを抜本的に見直すことにより、事業の効果についても比較検討が更に容易になるように改善をしているところでございます。

また、概算要求提出後、各府省庁の点検が十分なものとなっているか等について行政改革推進会議が検証を行うこととしており、その一環として行う秋のレビューでは、都度、重要な課題について、同会議の決定を経て議論をしているところでございます。

例えば、令和三年度では、感染再拡大に備えたコロナ対策の検証とデジタル社会の実現、この二つを大きな柱としまして議論を行つております。令和四年度につきましても、EBPMの手法を各府省に幅広く普及させていくための今後の行政事業レビューの在り方という新しい切り口で議論を実施するなどしており、近年は御指摘のような省庁横断的な課題についても取り上げることとしております。

いずれにしましても、行革事務局といたしましては、行政事業レビューの取組の過程や成果を幅広く公表することにより、行政の透明性を確保し

つつ、引き続き無駄の削減と政府の質の向上の両立を図ってまいりたいと考えております。

○金子道仁君 省庁横断的な事業についてのレビューはしているということを伺って、それについては評価しておりますし、行政改革本部がどれだけ有意義な結果を出すかというのが、これから私たちの国の財政にとつては非常に重要なことだと思ひますので、是非頑張つていただきたいというか、前に進んでいただきたいと思うんですが、質問、繰り返しになります。行政事業レビューをしている行政改革本部さんは、この事業とこの事業は省庁をまたいでいるけど同じじゃないかというようなものを把握される可能性が高いと思うんですが、そのような省庁をまたいだ類似した事業について、これは一つにまとめるべきである、統合すべきである、そのような提案というのはされるんでしょうか。

○政府参考人(湯下敦史君) 統合が必要かどうか、まさに個々の事業につきまして議論をしていかなければいけないと思ひますが、私どもが考えていますのは、類似事業でそれぞれ効果が高いものの、低いものというものがあれば、比較検証していただき、それぞれの事業で改善を行つていただきたいと、そういった取組を私ども推進してまいりたいと考えております。

○金子道仁君 今日はまだ準備がこままでしかできていないので。ただ、例えばですけども、幼児教育の受皿をしている幼稚園、保育園、こども園、そして認可外保育、無認可保育、いっぱいあるわけです。厚生労働省も文科省も内閣府も持つてゐる。それぞれが例えば監査をするときに、同じような監査をそれぞれの省庁が実施しておられる。それぞれの省庁の事業に関しては効率化が図られているかもしれないけど、それ一本化すれば三省庁にまたがなくてもいいんじゃないか、そのようなことがほかにもこの国全体ではあるんじゃないかと思うんですね。

是非、行政事業レビューがその省庁をまたいだり、必要な人材を多く部内で育成することになる

無駄を省く、一つ一つの事業の無駄を省くじゃなくて、省庁をまたいだ事業の無駄を省くような、そのような行政改革に進んでいただきたいということを希望して、この質問は終わりたいと思ひます。

もう残り僅かになってしまつて申し訳ございません。サイバー防衛について少少だけ御質問させていただきますと思ひます。

資料の二番目を御覧ください。五年後の二〇二七年にサイバー専門部隊が四千人まで増員するというふうに承知しておりますが、この四千人への増員、これは専門知識を持つてゐる外部人材の登用と内部からの人材の育成と、どのようなバランスを想定しておられるか、大臣に、お聞かせください。

○国務大臣(浜田靖一君) 防衛省・自衛隊としては、陸海空自衛隊の学校における課程教育や部外の教育機関の活用といった、部隊での、部内での育成を主としつつ、外部人材の活用などを共に推し進めることにより、サイバー防衛能力の抜本的強化を行うこととしております。

部内での育成に関し、防衛省・自衛隊は、隊員のレベルと役割に応じ、基礎的なものから高度なものまで様々な教育を行うことのできる基盤を有していることが強みです。今後は、専門教育等の養成者数や内容を更に拡充することとしております。また、専門的知見を持つ外部人材の活用を推進すべく、促進すべく、柔軟な働き方が可能となる新たな自衛官の人事制度の整備を検討しております。

いずれにせよ、防衛省・自衛隊としては、様々な事例を参考にしながら、既存の手法にとらわれず、取り得る手段を全て取ることににより、サイバー防衛力を抜本的に強化してまいります。

そして、バランスということになりますと、防衛省・自衛隊は、隊員のレベルと役割に応じ、基礎的なものから高度なものまで様々な教育を行うことのできる基盤を有していくことが強みであり、必要な人材を多く部内で育成することになる

と考えています。

いずれにせよ、既存の手法にとらわれることなく、取り得る手段を全て取ることににより、サイバー防衛力の抜本的な強化をしてまいります。

○金子道仁君 ありがとうございます。

これからまたサイバー防衛について細かく質問していきたいと思ひますが、本日はちよつと時間が限られておりますので、是非、実質的な内容の強化というところで議論をさせていただければと思つております。

先週、私、イスラエルに行つてまいりまして、サイバー防衛について、軍と、あとサイバー総局という行政と、あと民間のサイバー事業所さんと、三か所ぐるぐる回りながら、実際にどのような育成しているのかということ教えていただきました。そういったことも踏まえて、また次回、続けて御質問させていただければと思ひます。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

五月二十日発表のG7首脳コミュニケは、我々の社会の実質的な変革のためのジェンダー主流化を深化させることにより、ジェンダー平等問題の断片化と疎外化を克服する必要性を強調するとしています。

外務大臣に伺ひます。

外交政策におけるジェンダー主流化を我が国としてどう進めるおつもりでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) ジェンダー主流化とは、ジェンダー平等の観点からあらゆる政策や制度に反映しようとする考え方であると認識しております。

G7広島首脳コミュニケにおいてもジェンダーをめぐる様々な課題が挙げられておりますが、国際社会においては、こうした諸課題の解決、さらには、より良い社会の構築のためには、あらゆる分野において女性が男性とともに意思決定の場に参画し、ジェンダーに配慮した取組を行うことが重要であるとの認識が高まつていくと承知しております。

日本政府としても、こうした国際的潮流を受けて、例えば昨年十月に開催いたしました国際女性会議、WAW!において、新しい資本主義に向けたジェンダー主流化をメインテーマに、男女間の賃金格差から、女性や女児の尊厳、女性の防災分野への参画拡大など、様々な分野におけるジェンダーへの配慮の重要性について議論したところでございます。

また、今年のG7では、首脳会合とこれまでの全ての大臣会合の議論におきましてもジェンダーの視点が反映されております。

岸田総理も述べられておられますように、これを一過性のものとせず、国内外におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○山添拓君 二十四日から予定されるG7男女共同参画担当大臣会合では、W7、ウーマン・セブン・ジャパンとの対話も予定されておりますが、このウーマン・セブンが掲げるフェミニスト外交政策は、女性差別撤廃条約とその選択議定書を始めとする国連人権条約の完全で効果的な実施を求めています。

外務省に伺ひますが、女性差別撤廃条約と選択議定書の締約国は幾つですか。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

国連のホームページによりますと、女子差別撤廃条約選択議定書の締約国数は、二〇二三年六月現在、百十五か国と承知しております。

○山添拓君 選択議定書の肝は、国内の裁判では救済されなかった権利侵害について、個人が委員会に通報できるという個人通報制度です。

発効以来の個人通報の件数、審査の結果、侵害ありとされた件数、また、その代表的な事例を御紹介ください。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。国連人権高等弁務官事務所によりますと、これ

ちよつと若干古いデータになりますが、二〇二〇年一月時点で、女子差別撤廃委員会に通報された件数は百五十五件、そのうち、委員会による検討の結果、条約に定める権利の侵害とされた件数は三十二件となっております。

案件につきましては、例えばドメスティックバイオレンス、あとセクシユアルハラスメント、強姦など、女性に対する暴力に関するものなどが取り扱われていると承知しております。

○山添拓君 昨年十月時点では百八十七件が登録されているということがあります。デンマークやオランダなど、北欧やカナダといった人権政策が進んだ国ほど市民の人権意識も高いので、申立てが増える傾向にあるとされます。

条約違反があると認められる場合、委員会の見解、勧告が出されます。この勧告は法的拘束力はありませんが、金銭賠償や原状回復を求めるほか、一般的な勧告がなされる場合があります。

これ、一般的な勧告とはどういう種類のものがあるのでしょうか。

○政府参考人（今福孝男君） お答え申し上げます。

女子差別撤廃条約選択議定書は、第七条の四で、締約国は、委員会の見解及び勧告がある場合には、その勧告に十分な考慮を払い、かつ六か月以内に委員会に対して当該見解及び勧告に照らしとつた措置に関する情報等を書面で回答することを規定しております。

今お尋ねございました一般的な勧告につきましては、これは種々のケースがございますと承知しておりますが、それら出てきたものに対して、私どもとしては真摯に検討を行い、書面で回答することとしております。

○山添拓君 いやいや、この条約に入った場合の、そして侵害があったと認められた場合の一般的な勧告として、例えば、法律の施行についての勧告や、あるいは法律家、法執行官に対する訓練など、そういった種類の勧告がされる場合、様々種類がありますかね。

○政府参考人（今福孝男君） お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございましたようなものとか、あと、そのほかにも金銭賠償や措置等を勧告することもあり得るといふふうに承知しております。

○山添拓君 例えば、ブルガリアでは、性暴力の被害者は加害者に民事の損害賠償を請求できるのですが、物理的な損害だけで、慰謝料、精神的な損害は請求できないという法律でした。そのような法律は変えるべきだという勧告が行われていました。あるいは、法律家、警察官や入管職員、刑務官など法執行官も含めて、こうした人に対する研修を行うべきだと、これは多くの勧告に入っているようです。

そして、その勧告内容をどう実施するかは、勧告の後委員会がフォローアップを行います。法的拘束力はないわけですが、勧告を手掛かりに関係者が対話を重ね、被害者の救済等、再発予防の在り方を探っていく。これは、裁判所の判決では望めない、きめ細かな在り方だと思います。

G7コミュニケで表明した、我々の社会の実質的な変革のためのジェンダー主流化、あるいは大臣から、女性に対するエンパワーメントという言葉もありました。この選択議定書の勧告の在り方、その実施の在り方というのは、こうしたG7コミュニケでも表明したジェンダー主流化に資するものだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（今福孝男君） お答え申し上げます。

G7サミットのコミュニケにございますのは、これはG7各国で今年協議、調整した上でまとめたものでございますので、日本としても、日本政府といたしましても、その方針の中でコミュニケの内容をフォローしていくことだと思っております。

また、女子差別撤廃条約につきましても、我が国は締約国でございますので、その規定を誠実に、これまでも遵守してきておりますが、引き続き

き遵守していくことになると考えております。

○山添拓君 いや、選択議定書は入っていませんから、で、今問題にしているわけですよ。選択議定書の権利侵害についての通報です。個人通報、そして侵害ありと認めた場合の勧告、勧告のフォローアップ。一般的な勧告として、当該権利侵害を受けたという個人に対する金銭賠償だけではなく、制度としての変革も求めていく。しかも、それも一方的に求められるというだけではなく、委員会と締約国との対話を通じてフォローアップされていく。こういう在り方がジェンダー主流化を実現していく上でも資するものではないかという質問なんです。

○政府参考人（今福孝男君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、我が国は選択議定書の締約国にはなっておりませんので、女子差別撤廃条約に基づいて設置されている女子差別撤廃委員会から個人通報制度に基づく情報に関してどのような対応するかといった点については検討すべき種々論点があると考えておりますので、引き続き関係省庁と連携しつつ、真剣に検討していきたいと考えております。

○山添拓君 意義についてもなかなかお認めにならないんですけれども。

いや、政府も早期締結が必要だということを姿勢としては示してこられているわけですね。だからそんなに頑張らなければならないと思うんですよ。大事なものだと思うんですね。

ところが、批准はされず、二〇二一年九月に国連に提出された報告では、まあいろいろと検討課題があるんだといって、個人通報制度関係省庁研究会で通報事例を可能な限り収集し、研究を行っているとしています。

資料の二ページ以下を御覧ください。これがその研究会の二〇一六年八月の記録です。委員の皆さんには、二の四という、少々字が小さいですが、ページを御覧ください。その左側ですね。最高裁で確定した判決の効力を否定するような勧告

がされるのかという質問に報告者が答えています。委員会の審査は最高裁に対する四審ではないので基本的にはそのようなことはない。ただし、フィリピン の例、強姦の被害を告訴したのに裁判に七年も掛かった挙げ句、被告人が無罪となったことを不服として申立てがあった例では、確定判決は尊重するが、裁判所の条約解釈が間違っているという結論となり、裁判官のジェンダーバイアスをなくすよう研修を強化すべき旨の勧告を行った例もあるとされています。

この資料は、婦団連、日本婦人団体連合会が開示請求によって入手したものです。見ていただければお分かりのように、報告者、これは女性差別撤廃委員会の委員長を務められた林陽子さんの説明ですが、その報告者の説明部分が黒塗りにされているんですね。何か都合の悪いことでも言われたんですか。

○政府参考人（今福孝男君） お答え申し上げます。

この手続につきましては、情報公開請求に基づいて外務省において当時審査し、内容、法に合致して開示すべきところにつきましては開示させていただき、開示できないところにつきましては、法に照らして開示できないところにつきましては黒塗りにさせていただいた次第でございます。

○山添拓君 いや、開示できないといっても、様々検討を行っている、その中で報告者から説明を受けた部分ですから、これはちよつと説明になつていないと思うんですよ。

研究会は、この後三回開かれてっていると伺っています。それぞれ、いつ、何をテーマに行われたんですか。

○政府参考人（今福孝男君） お答え申し上げます。

三回と申しますのは、その後、第二十回は二〇一九年四月の二十三日、第二十一回につきましては二〇二〇年の八月二十七日、第二十二回につきましては二〇二一年の八月二十六日に開催されております。

いずれも、内容につきましては最近の事例研究や同制度をめぐる最新の状況となっております。

○山添拓君 二十年ずっと事例研究されているんですよ。

三回の研究会の記録については当委員会に提出されたいと思います。

○委員長(阿達雅志君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○山添拓君 国連への直近の報告が二一年の九月です。それ以降、政府としてはどのような進展があるんですか。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

政府といたしましては、その間も関係国等における動向等を随時情報収集等を行っているところでございます。

○山添拓君 いや、その収集の結果、まだ検討は全然進んでいないのですか。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、この女子差別撤廃条約の選択議定書の加入につきましては種々検討すべき論点があるところから、検討を鋭意関係省庁とともに進めているところでございます。

○山添拓君 では伺いますが、二〇二〇年三月の当委員会で外務省は、実施体制の検討課題があるんだと、それは何かと問われて、国連見解が出たときの窓口をどこにするのかということだとお答えだったんですね。

三年たちました。窓口決まりましたか。

○政府参考人(今福孝男君) お答え申し上げます。

まだ検討の途中でございます。

○山添拓君 大臣、これは、ちょっといつまで検討しているんだということになると思うんですよ。第五次男女共同参画基本計画、選択議定書の早期締結について真剣な検討を進めるとあります。早期というのはいつですか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) 今、山添委員からごさい

ましたように、第五次男女共同参画基本計画には、女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとされております。

今、様々に御議論いただきましたが、この個人通報制度、これは条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えております。これも御議論いただきましたが、一方で、この制度の受入れに当たって、我が国の司法制度それから立法政策との関連での問題の有無、それから同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題、こういうものがあると認識をしております。

こうした論点、検討課題が存在するところ、女子差別撤廃条約選択議定書の締結の見通しについてお答えすることは困難であることを御理解いただきたいと思います。

○山添拓君 時間が参りましたので終わります。資料の一枚目を最後に御覧ください。毎年、全国各地で請願署名が取り組まれ、国会に提出されてきました。当委員会では、二〇〇一年から、解散の場合を除いて長年採択されてきましたが、最近では二〇一七年に維新の会が保留とされ、その後は自民党が保留とされて採択されずに今に至っております。

今国会も閉会が近づいております。各党派、請願審査は行われていることと思います。早期締結と言いつつ政府が尻込みをしている今、国会の姿勢が問われておりますので、各党派の良識ある判断を求めて、質問を終わります。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。

お配りした資料、沖縄タイムスの記事を御覧ください。二〇二二年中に警察が検挙した在日米軍人軍属等による刑法犯の検挙件数六百六件のうち、半数を超える五十四件が沖縄県で発生した事件でした。

まず、浜田防衛大臣に、過半数が沖縄であったことの受け止めを伺います。

○国務大臣(浜田靖一君) 米軍による事件、事故

はあつてはならないものであり、防衛省としては、累次の機会を捉え、米側に對し、隊員教育、綱紀肅正や再発防止の徹底を図るよう申し入れてきているところであります。

日米同盟の維持強化あるいは在日米軍の安定的な駐留には地元の御理解と御協力が大前提であり、沖縄を始めとする地元の方々との信頼関係が損なわれることのないよう、今後とも日米間で協力して事件、事故の防止に取り組んでまいりたいと考えます。

○高良鉄美君 地元の協力というのは、こういう犯罪のときにどうすればいいんでしょうかね。こういう問題もあると思います。

今お答えになったように、合衆国軍隊構成員による事件、事故は本来起きてはならないものであり、政府としては、米側に對して綱紀肅正等を随時働きかけており、その防止に向けて引き続き米側とともに取り組んでまいりたいと政府の方は答弁されました。

これまで、事件、事故が起こるたびに政府は再発防止、綱紀肅正と繰り返されてきたわけですが、それでも、実効性がなく、起きてはならない事件、事故は起き続けています。基地が集中する沖縄の県民は、米軍関係者による事件、事故の危険にさらされているわけです。

米国側に実効性のある対応を求めるべきだと思いますが、林大臣に御決意をお伺いします。

○国務大臣(林芳正君) 米軍人等による事件、事故、これは地元の皆様には大きな不安を与えるものであり、起きてはならないものであります。

政府としては、米側に對して、綱紀肅正等、様々な機会に随時働きかけております。私自身、今年一月の日米2プラス2、また六月一日ですが、オースティン国防長官いらっしゃったときの会談時など、様々な機会を捉えて米側に對して事件、事故での適切な対応について求めるなど、高いレベルでも米側とやり取りをしておるところでございます。

今後とも、こうした事件、事故の防止に向け

て、より実効的に取り組むべく、米側と協力してまいりたいと思っております。

○高良鉄美君 非常に県民の人権が侵害されているという認識で、やはり今、林大臣おっしゃられたように、米側にきつちりと言うと、言うべきことは言うというのはこれすごく大事なことで、それから人権感覚、あるいは人権の保障をしつかりする国だということをアピールするためにも、アピールいたしますかね、こういうことを訴えるためにもしつかりとその辺は米側と話をしてほしいと思います。

資料一の方ですね。昨年十月、ヘリテージ財団は、二〇二三年度版米軍事力評価報告書において、米軍に對する総合評価は初めて弱いとしました。この報告書は、二つの大きな紛争に同時に対処する能力を測定したものであるということです。そもそもアメリカは、二〇一二年のオバマ政権の時代に、二か所の大規模紛争に同時に関与する能力を持つことを断念しています。

政府は、今回の安保、戦略三文書の作成に際し行ったシミュレーションにおいて、米軍が世界の複数の地域で大規模な戦争状態に入ること想定したシナリオはあったのでしょうか。仮にそういうシナリオがなかったとすれば、日本の戦略を現実的に考えるのであれば、有事において米軍が頼みにならない事態は高確率であり得ると想定する必要がありますが、浜田大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(浜田靖一君) 米国防省シンクタンクの報告書の内容の一つ一つに政府としてコメントすることは差し控えたいと思います。

その上で、防衛省は、従来より、将来の防衛力の在り方を検討する過程で、自衛隊の能力を評価するためのシミュレーションを行い、防衛力の不足等を検証しています。

今般の国家安全保障戦略等の策定に際しても、国民の命と暮らしを守り抜くためいかなる防衛力が必要か検証する観点から、最も烈度の高いと想定される我が国への侵攻事態等への対応につい

て、能力評価等を通じた分析を行ったところであり
ます。

その詳細についてお答えすることは差し控えま
すが、日米安全保障条約第五条を前提とした上
で、我が国に対する侵攻には我が国が主たる責任
を持つて対処し、米軍はこれを支援するとの日米
の基本的役割分担を踏まえて検討を行い、必要と
なる防衛力の内容を積み上げました。

政府としては、米国が日米安全保障条約上の義
務を果たすことに全幅の信頼を置いています。国
民の命と暮らしを守り抜くため、我が国が自らの
防衛力を抜本的強化することによって、日米同盟
の抑止力、対処力を更に強化させていく考えで
す。

○高良鉄美君 今日の午前中の財金との連合審査
でもありましたけれども、やはり外交もというこ
とをどれだけ外にアピールしてあるのか、日本は
こういう姿勢ですということが非常に私は大事な
ことでないかなと思っています。そういう意味で
は、もう防衛力だけ米国頼みということとはとも
難しくなってくるんだらうと、今後。そういった
ときに、じゃ、日本だけずっと伸びていきますか
という、そういうわけにはもういかないだろう
と。そこの中にあるのは、やはり近隣諸国との関
係をしつかり外交で頑張っていくということが重
要じゃないかなと思っています。

それでは、ちょっと最近のテレビにもありまし
たけれども、五月三十一日の朝鮮民主主義人民共
和国、北朝鮮から衛星が打ち上げられ、墜落した
ことが韓国合同参謀本部や朝鮮側の報道で明らか
にされました。資料で配っております。

このことは、五月二十九日に朝鮮側から、衛星
発射のため、五月三十一日の零時から十一日零時
までの間、黄海、東シナ海及びフィリピン東方の
太平洋に危険区域の設定が通報されていました。
これも資料の方で地図がありますので。そのた
め、周辺国は冷静に対応したと思います。

ところが、防衛省は、弾道ミサイル等に対する
破壊措置の実施に関する自衛隊行動命令を出し、

PAC3部隊による迎撃を準備したと承知してい
ます。このことは今月一日の本委員会で福山議員
が取り上げられましたので、実際には配備はされ
ていなかったということは理解しております。衛
星への弾道ミサイル等の破壊措置命令の発出に、
この国の安全保障を防衛省に任せて大丈夫なのか
とさえ思いました。本当は安全だと分かっていた
のではないのでしょうか。分かっていたらな
ら、相当深刻な状況と言わざるを得ません。

北朝鮮と言えば、衛星であつても破壊措置命令
を出して問題ないと思われているのでしょうか。私
もテレビをちゃんとスマホで撮りました。ずつ
と、北朝鮮ミサイル、もうそのことがずっと書か
れているんですね。メディアも、落下した後も危
機をおおる報道をしていました。

これまでJアラートも、頻発というんですか
ね、余りにも出し過ぎて、そして、しかも通過し
た後とか、もう落下した後とか、あるいは非常に
遠くのことについてアラートが出ると、こういう
状況がありましたけれども、防衛省にお尋ねして
も恐らくこれまでの会見や答弁の繰り返しです
から、答弁を求めませんけれども。

岸田総理は、五月二十七日に行われた北朝鮮に
よる拉致問題の国民大集会で、金正恩朝鮮労働党
総書記との首脳会談実現に意欲を示し、首脳会談
を早期に実現するため、私直轄のハイレベルで協
議を行っていききたい、私は、大局観に基づき、地
域や国際社会の平和と安定、日朝双方のため、自
ら決断すると、より踏み込んで表明されました。

この発言について朝鮮側は、我々は岸田首相が
執権後、機会あることに前提条件のない日朝首脳
会談を望むという立場を表明してきたことは知っ
てはいるが、彼がこれを通じて実際に何を得よう
としているのか見当が付かない、二十一世紀に入
り二度にわたる朝日首脳会談が行われたが、なぜ
両国関係が悪化の一途をたどっているのかを冷静
に振り返ってみる必要があるとした上で、日本は
言葉ではなく実践行動で問題解決の意思を示さな

ければならないと述べています。

先ほど述べた防衛省の対応もそうですが、高等
学校の授業料無償化や幼保無償化からの排除、在
日朝鮮人へのヘイトスピーチやヘイトクライムへ
の政府の対応が問われています。外務大臣が人道
上重要と述べられた朝鮮被爆者問題もたなざらし
です。在日朝鮮人への差別解消が対話の前提条件
になっていることは、所信質疑でも述べたとおり
です。

岸田総理が表明された直接対話の実現に向け具
体的にどのように取り組まれるのか、林大臣の御
決意を伺います。

○国務大臣(林芳正君) 北朝鮮への働きかけに關
する具体的な中身については、まさに今後の交渉
に影響を及ぼすおそれがあるため、明らかにする
ことは差し控えさせていただきますが、我が国の
北朝鮮への対応に関しては、先月二十七日に開催
された国民大集会で、今委員からも少し御紹介が
ありましたが、総理が述べられたとおりでござい
ます。

総理はこういうふうに述べられておりまして、
日朝平壤宣言に基づいて、拉致、核、ミサイルと
いった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清
算して日朝国交正常化の実現を目指す、とりわ
け、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間
的制約のある拉致問題はひとときもゆるがせにで
きない人権問題である、引き続き、全ての拉致被
害者の一日も早い御帰国を実現すべく、全力で果
断に取り組んでいくと、こう述べられておりま
す。

そして、総理は、日朝間の懸案を解決し、両者
が共に新しい時代切り開いていくという観点から
の総理の決意、これをあらゆる機会を逃さず金正
恩委員長に伝え続けるとともに、首脳会談を早期
に実現すべく、総理直轄のハイレベルで協議を
行っていくと考えていると述べられておりま
す。

そして、大局観に基づいて、あらゆる障害を乗
り越えて、地域や国際社会の平和と安定、そして

日朝双方のために総理自ら決断してまいると、こ
う述べられたところでございます。

○高良鉄美君 是非、普遍的価値ということ
で、この間のG7でもそうでしたけれども、やは
り人権問題とかそういう問題については、もう
率先して日本がアジアの中でアピールをするんだ
ということぐらい前に出て、是非、朝鮮民主主義
人民共和国との間も、もちろん韓国との間、大分
良くなっているというお話がありましたけれど
も、そういったところでアジアの唯一のG7の国
だということも、是非前進をさせていたきたい
と思います。

林大臣は、今年一月の外交演説で、国際社会の
平和と繁栄を支えてきた自由、民主主義、人権、
法の支配といった普遍的価値や国際秩序が厳しい
挑戦にさらされているとした上で、普遍的価値を
守り抜く覚悟だと述べられました。

G7サミットでは、普遍的な価値、共通の価値
を実感されたのでしょうか。死刑制度を存置して
いること、同性婚や別姓婚を認めないこと、難民
認定率の低さと申請者の処遇など、人権に関わる
我が国の制度は普遍的価値を共有するG7諸国と
乖離していると言わざるを得ません。

例えば、今まさに法務委員会が審議されている
入管法改正案は、法の支配になつておらず、G
7の国々と普遍的価値を共有していません。ま
た、死刑制度を存置しているのも日本だけです。
五月三十日、死刑制度、死刑廃止に取り組んでき
た田鎖弁護士フランス教育功労勲章授章式で、
プロソー参事官は、二〇〇一年の第一回死刑廃止
世界会議で採択された宣言の一部を引いて、一節
を引いて、死刑は復讐が正義に勝ることを意味
するものである、死刑が犯罪を抑止したことは
ない、死刑は拷問であり、残虐で、非道で、卑劣
である、死刑を運用する社会は象徴的に暴力を推
奨していることになる、人の尊厳を大切にしてい

る社会は死刑を廃止する努力をなさなければなら
ない」と紹介されました。これが、G7のみなら
ず、国際社会の普遍的な共通の価値だと思いま
す。

日本が締結した人権条約についても、条約機関
からの勧告が守られているとは言えない状況で
す。締結に法的拘束力がないことは当然ですが、
締約国には条約実施義務があり、憲法九十八条二
項には条約遵守義務が規定されています。法的拘
束力がないことを殊更に強調、主張することは、
誠実に遵守しているとは言えません。

死刑制度も家族法も入管制度も外務省所管では
ありませんが、国際的なこの人権の潮流や国際機
関からの勧告など、理解が深まる努力を外務省と
して行う必要があると思いますが、大臣の御決意
を伺います。

○国務大臣(林芳正君) 我が国は、国際人権諸条
約の締約国として、条約が定める義務を誠実に履
行してきていると、こういうふうに考えておると
ころでございます。

また、我が国は、各条約に基づいて定期的に政
府報告を提出しておりまして、各条約に基づき設
置された委員会が同政府報告を検討するに際して
も、政府全体として誠実に対応してきておりま
す。また、委員会から公表される総括所見等につ
きましては、外務省ホームページに掲載をしてい
るところでございます。

私といたしましても、国際社会において日本の
考え方が正しく理解されるように引き続き力を尽
くすとともに、日本らしい人権外交を進めてまい
りたいと考えております。

○高良鉄美君 やはり、日本らしい今外交とか
おっしゃられました。世界の国々が、国際的に日
本が信頼される、その中でリードしていきたく
いような旨のお話もあったと思います。

ですから、信頼を得るための行動というものは
やはり国際社会の中で得られるものだと思いま
すので、例えば常任理事国のお話ですね、安保理事

会の。これも、やはり日本に対する期待というの
は、アメリカ、イギリス、フランスと同じような
期待でもないし、ロシア、中国に対する期待でも
ない。どちらでもない、日本らしい、まさに日本
に期待しているのは、どちらとも違うものを期待
していると思うんですね。それがやっぱり、平和
国家としての日本と、憲法の平和主義をしつかり
としている日本、そして日本国民もそうなんだ
と。ですから、日本の経済界、特に商社は諸外国
に出ていつて一生懸命やっているわけですね。
それが結局は、外務省にいろんな情報を与えな
がら、やっぱりうまくいつていると思います。

そういう意味では、是非とも外務省頑張つてい
ただいて、国際社会の中で日本らしい外交を展開
していただくようお願いを申し上げまして、私の
質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(阿達雅志君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。
防衛大臣及び政府参考人は御退席いただいて結
構でございます。

○委員長(阿達雅志君) 調停による国際的な和解
合意に関する国際連合条約の締結について承認を
求めるの件、二十二年の国際コーヒー協定の
締結について承認を求めるの件及び世界貿易機関
を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締
結について承認を求めるの件、以上三件を一括し
て議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。林外
務大臣。

○国務大臣(林芳正君) ただいま議題となりまし
た三件につきまして、提案理由を御説明いたしま
す。

まず、調停による国際的な和解合意に関する国
際連合条約の締結について承認を求めるの件は、
平成三十年十二月二十日に条約が採択されまし
た。

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停
の利用を促進するため、調停による国際的な和解
合意の執行等に関する枠組みについて定めるもの
です。この条約の締結により、調停の利用が促進
されることは、外国からの投資の誘致及び我が国
企業の海外展開に資するものであり、我が国の経
済発展の見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承
認を求める次第であります。

次に、二十二年の国際コーヒー協定の締結
について承認を求めるの件は、令和四年六月九日
に協定が採択されました。

この協定は、国際コーヒー機関の組織、コー
ヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産
業の実現のための国際協力及び官民連携等につ
いて定めるものです。この協定の締結は、コーヒー
の安定的輸入の確保に資すること、開発途上にあ
るコーヒー生産国の持続可能な開発を支援するこ
と等の見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この協定の締結について御承
認を求める次第であります。

最後に、世界貿易機関を設立するマラケシュ協
定を改正する議定書の締結について承認を求める
の件は、令和四年六月十七日に議定書が採択され
ました。

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケ
シュ協定を改正し、違法な漁業、報告されていな
い漁業及び規制されていない漁業につながる補助
金の禁止等について定める漁業補助金に関する協
定を追加すること等について定めるものです。こ
の議定書の締結は、世界的な漁業資源管理の促
進、多角的貿易体制の更なる発展及び世界経済の
持続可能な成長に寄与するとの見地から有意義で
あると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御
承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに
御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(阿達雅志君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。
三件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後四時散会

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批
准に関する請願(第二二五四号)(第一二九三
号)

第一二五四号 令和五年五月十九日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関
する請願

請願者 栃木県小山市 高久祥子 外四十
九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

第一二九三号 令和五年五月二十三日受理

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関
する請願

請願者 長崎県大村市 七條慶子 外五十
四名

紹介議員 打越さく良君
この請願の趣旨は、第二一一号と同じである。

六月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、調停による国際的な和解合意に関する国際
連合条約の締結について承認を求めるの件
一、二十二年の国際コーヒー協定の締結に
ついて承認を求めるの件

一、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を
改正する議定書の締結について承認を求める
の件

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約

前文

この条約の締約国は、
商事紛争の当事者が当該紛争を友好的に解決する目的で第三者に支援を求める調停という解決方法の国際取引に与える価値を認識し、
調停が、国際的な及び国内の商慣行において、訴訟に代わるものとして一層利用されていることに留意し、
調停の利用により、紛争が商事上の関係の終了を引き起こす事案の減少、商事上の当事者による国際取引の運営の促進、国による司法の運営の省力化等の重大な利益がもたらされることを考慮し、
異なる法的、社会的及び経済的な制度を有する国にとって受入れ可能な調停による国際的な和解合意のための枠組みを定めることが、調和のとれた国際経済関係の発展に寄与することを確信して、
次のとおり協定した。

第一条 適用範囲

1 この条約は、商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）であって、その締結時に次のいずれかに該当するという点で、国際的なものであるものについて適用する。

- (a) 和解合意の二以上の当事者が異なる国に営業所を有すること。
- (b) 和解合意の当事者が営業所を有する国が次のいずれかの国と異なること。

- (i) 和解合意に基づく義務の実質的な部分が履行される国
- (ii) 和解合意の対象である事項と最も密接な関係を有する国

2 この条約は、次の和解合意については、適用しない。

- (a) 当事者の一方（消費者）が個人、家族又は家庭に関する目的のために行った取引から生じた紛争を解決するために締結されたもの
- (b) 親族法、相続法又は雇用法に関するもの

3 この条約は、次の和解合意については、適用しない。

- (a) (i) 裁判所によって認可され、又は裁判所における手続の過程で締結され、かつ、(ii) 当該裁判所の属する国において判決と同様に執行することができるもの
- (b) 仲裁廷の裁定として記録され、かつ、執行することができるもの

第二条 定義

1 前条1の規定の適用上、

- (a) 「営業所」とは、当事者が二以上の営業所を有する場合には、和解合意の締結時に当事者双方が知り、又は想定していた事情に照らして、当該和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係を有する営業所をいう。

- (b) 当事者が営業所を有しない場合には、その常居所を基準とする。

2 和解合意が「書面」とよるとは、当該和解合意の内容がその形式のいかんを問わず記録されていることをいう。和解合意が書面によるものでなければならぬとの要件は、電子的な通信に含まれる情報が事後の参照のためにアクセス可能である場合には、当該電子的な通信によって満たされるものとする。

3 「調停」とは、使用される表現又は手続が実施される根拠のいかんを問わず、紛争の当事者が、当該当

事者に解決を強制する権限を有しない第三者（以下「調停人」という。）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続をいう。

第三条 一般原則

1 各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行するものとする。

2 当事者が和解合意によって解決されたと主張する事項に関して紛争が生ずる場合には、締約国は、当該当事者に対し、当該事項が既に解決されていることを証明するため、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、当該和解合意を援用することを認めるものとする。

第四条 和解合意の援用のための要件

1 この条約に基づいて和解合意を援用する当事者は、救済を求められた締約国の権限のある機関に対し、次に掲げるものを提出する。

(a) 当事者が署名した和解合意

(b) 和解合意が調停によるものであることについての証拠（例えば、次に掲げるもの）

(i) 和解合意への調停人の署名

(ii) 調停人が署名した文書であって、調停が実施されたことを明示するもの

(iii) 調停を運営した機関による証明書

(iv) (i)から(iii)までに掲げるものが存在しない場合には、権限のある機関にとって受入れ可能なその他の証拠

証拠

2 和解合意が当事者又は適当な場合には調停人により署名されたものでなければならぬとの要件は、電子的な通信については、次のいずれにも該当する場合には、満たされるものとする。

(a) 当事者又は調停人を特定し、及び当該電子的な通信に含まれる情報に関する当該当事者又は当該調停人の意図を明示する方法が用いられていること。

(b) 用いられている方法が次のいずれかに該当すること。

(i) 関連する合意を含む全ての状況に照らして、当該電子的な通信が生成され、又は伝達された目的に対して十分な信頼性を有すること。

(ii) 当該方法自体により、又は追加的な証拠と併せて、(a)に規定する機能を果たしていることが現に証

明されていること。

3 和解合意が救済を求められた締約国の公用語によるものでない場合には、権限のある機関は、当該和解合意の当該公用語への翻訳文を求めることができる。

4 権限のある機関は、この条約に定める要件が満たされていることを確認するために必要な文書を求めることができる。

5 権限のある機関は、救済の請求を検討するに当たり、迅速に行動するものとする。

第五条 救済の付与の拒否事由

1 前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関は、当該救済が不利益に援用される当事者の要請により、当該当事者が当該権限のある機関に対し次のいずれかのことについての証拠を提出する場合に限り、救済の付与を拒否することができる。

(a) 和解合意のいずれかの当事者の行為能力に制限があったこと。

(b) 援用される和解合意が次のいずれかに該当すること。

(i) 当事者が当該和解合意の準拠法として有効に指定した法令（その指定がなかったときは、前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関が適用すべきものと判断した法令）によれば、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。

(ii) 当該和解合意の文言によれば、拘束力を有しないか、又は最終的なものでないこと。

(iii) 事後に修正されたこと。

(c) 和解合意における義務が次のいずれかに該当すること。

(i) 既に履行されたこと。

(ii) 明確でないか、又は理解可能でないこと。

(d) 救済の付与が和解合意の文言に反すること。

(e) 調停人が調停人又は調停について適用される規範に対する重大な違反を行い、かつ、当該違反がなかったとしたならば当該当事者が和解合意を締結することはなかったであろうこと。

(f) 調停人がその公平性又は独立性に関して正当な疑念を生じさせる状況を当事者に開示せず、かつ、その不開示がなかったとしたならばいずれかの当事者が和解合意を締結することはなかったであろう重大な又は不当な影響を当該いずれかの当事者に与えたこと。

2 前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関は、次のいずれかのことを認める場合においても、救済の付与を拒否することができる。

(a) 救済の付与が当該締約国の公の秩序に反すること。

(b) 当該締約国の法令によれば、紛争の対象である事項が調停による解決が不可能なものであること。

第六条 並行して行われる申立て又は請求

和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、第四条の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができる。

第七条 他の法令又は条約

この条約は、和解合意が援用される締約国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が当該和解合意を利用するいかなる権利をも奪うものではない。

第八条 留保

1 締約国は、次のことを宣言することができる。

(a) 当該締約国又はその政府機関若しくはその政府機関のために行動する者が当事者である和解合意について、その宣言に明示する限度において、この条約を適用しないこと。

(b) 和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること。

2 この条において明示的に認められた留保を除くほか、いかなる留保も認められない。

3 締約国は、いつでも留保を付することができる。署名の時に付された留保は、批准、受諾又は承認の時に確認されなければならない。当該留保は、それを付した締約国について、この条約の効力発生と同時に効力を生ずる。この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこの条約への加入の時又は第十三条の規定に基づいて行われた宣言の時に付された留保は、それを付した締約国について、この条約の効力発生と同時に効力を生ずる。この条約が自国について効力を生じた後に締約国が寄託する留保は、当該留保が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

4 留保及びその確認は、寄託者に寄託する。

5 この条約に基づく留保を付した締約国は、当該留保をいつでも撤回することができる。その撤回は、寄託者に寄託され、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第九条 和解合意への効力

この条約及び留保又はその撤回は、関係する締約国についてこの条約、当該留保又は当該撤回が効力を生じた日の後に締結された和解合意についてのみ適用する。

第十条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第十一条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、二千十九年八月七日にシンガポールにおいて、その後はニューヨークにある国際連合本部において、全ての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 この条約は、署名のために開放した日から、署名国でない全ての国による加入のために開放しておく。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十二条 地域的な経済統合のための機関による参加

1 主権国家で構成され、かつ、この条約が規律する特定の事項について権限を有する地域的な経済統合のための機関は、同様に、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入することができる。この場合において、地域的な経済統合のための機関は、この条約が規律する事項について権限を有する限度において、締約国の権利及び義務を有するものとする。この条約において締約国の数が関係する場合には、地域的な経済統合のための機関は、締約国であるその構成国に追加して締約国として数えてはならない。

2 地域的な経済統合のための機関は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対し、この条約が規律する事項であつてその構成国により当該機関に権限が委譲されたものを明示する宣言を行う。地域的な経済統合のための機関は、この2の規定に基づく宣言に明示された権限の配分についてのいかなる変更（権限の新たな委譲を含む。）も、寄託者に速やかに通告する。

3 この条約において「締約国」又は「国」というときは、文脈により、地域的な経済統合のための機関についても同様に適用する。

4 この条約は、次のいずれかの場合には、地域的な経済統合のための機関の規則（その採択又は効力発生

がこの条約の前であるか後であるかを問わない。)であつてこの条約と抵触するものに優先しない。

(a) 第四条の規定に基づき当該機関の構成国であるいずれかの国において救済が求められており、かつ、

第一条1の規定に関連する全ての国が当該機関の構成国である場合

(b) 当該機関の構成国間における判決の承認又は執行に関する場合

第十三条 不統一な法制

1 締約国は、この条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとすし、いつでも別の宣言を行うことにより、その宣言を修正することができる。

2 1に規定する宣言は、寄託者に通告するものとし、この条約が適用される地域を明示する。

3 締約国がこの条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、次のとおりとする。

(a) 国の「法令」又は「手続規則」というときは、状況に応じ、関連する地域において効力を有する法令又は手続規則をいうものとする。

(b) 国における「営業所」というときは、状況に応じ、関連する地域における営業所をいうものとする。

(c) 国の「権限のある機関」というときは、状況に応じ、関連する地域の権限のある機関をいうものとする。

4 締約国が1に規定する宣言を行わない場合には、この条約は、当該締約国の全ての地域について適用する。

第十四条 効力発生

1 この条約は、三番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

2 いずれかの国が、三番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後に、この条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する場合には、この条約は、当該国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で当該国について効力を生ずる。この条約は、前条の規定に従つてこの条約が適用される地域については、同条に規定する宣言の通告の後六箇月で効力を生ずる。

第十五条 改正

1 いずれの締約国も、改正案を国際連合事務総長に提出することにより、この条約の改正を提案することができる。同事務総長は、締約国に対して改正案を直ちに送付するものとし、当該改正案についての審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。

2 締約国会議は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3 採択された改正は、寄託者が全ての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

4 採択された改正は、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。改正は、効力を生じたときは、当該改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。

5 いずれかの締約国が、三番目の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後に、改正を批准し、受諾し、又は承認する場合には、当該改正は、当該締約国の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後六箇月で当該締約国について効力を生ずる。

第十六条 廃棄

1 締約国は、寄託者に宛てた書面による正式の通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄を行う締約国の法制が不統一のものである場合には、廃棄は、この条約が適用される当該締約国の領域内の地域のうち特定のものに限定して行うことができる。

2 廃棄は、寄託者がその通告を受領した後十二箇月で効力を生ずる。当該通告において廃棄の効力発生につき一層長い期間が指定されている場合には、廃棄は、寄託者が当該通告を受領した後その一層長い期間が満了した時に効力を生ずる。この条約は、廃棄が効力を生ずる前に締結された和解合意については、引き続き適用する。

ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成した。

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

二千二十二年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、輸出収入を得るため並びに社会的及び経済的な開発に関する目標を達成するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済並びにコーヒーの輸入が主要な役割を果たしている多数の国の経済にとってコーヒーが特に重要であることを認め、多くの人々、特に開発途上国における人々の生計にとってコーヒー産業が重要であることを認め、また、これらの国の多くにおいては家族経営の小規模農園で生産が行われていることに留意し、コーヒー農業者が真の繁栄を達成し、及び生計を継続的に改善することができるようにするのみならず、次世代のコーヒー栽培者及び世界のコーヒー産業の将来を確保する構造上の状況を作り出すよう連携するためには、バリューチェーンの構成員の間における協力が必要であることを考慮し、開発に関する国際的に合意された目標（関連する持続可能な開発目標を含む。）の達成に対する持続可能な

なコーヒー産業の貢献を認め、

加盟国における雇用及び所得の増大並びに生活水準及び労働条件の改善をもたらすコーヒー産業の持続的な発展を助長する必要性を認め、

国際貿易を含むコーヒーに関する問題についての緊密な国際協力が、経済的に多様な世界のコーヒー産業を育成し、並びに生産国の経済的及び社会的な発展、コーヒーの生産及び消費の発展並びにコーヒーの輸出国と輸入国との間の関係の改善を助長し得ることを考慮し、

加盟国、国際機関、民間部門及びその他の全ての利害関係者の間における協力が、コーヒー産業の発展に貢献し得ることを考慮し、

サプライチェーンにおける市場の透明性及び価格変動の緩和が不可欠であるコーヒーに関連する情報及び市場に基づくリスク管理の戦略の利用の拡大並びに適当な規制の設定の促進が、生産者及び消費者の双方の利益を損なう可能性のある市場の歪みを回避することに寄与し得ることを認め、

千九百六十二年、千九百六十八年、千九百七十六年、千九百八十三年、千九百九十四年、二千一年及び二千七年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定は、次のことにより、コーヒー産業の全ての参加者のため、市場に基づく状況において、世界のコーヒー産業を強化し、かつ、その経済上、社会上及び環境上持続的な発展を促進することを目的とする。

(1) 加盟国のニーズ及び優先事項を考慮しつつ、全てのコーヒー栽培地域の発展並びに諸国間における社会上、経済上及び技術上の格差の縮小のため、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること。

(2) コーヒーに関する問題について加盟国及びコーヒーのバリューチェーンにおける利害関係者による国内的、地域的及び世界的な規模での関与を促進すること。

(3) 経済上、社会上及び環境上の観点から持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること。

(4) 供給と需要との間の均衡を保つ国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的な傾向に関する理解を求めるための協議の場並びに価格を歪め、生産者及び消費者の双方に悪影響を及ぼし得る変動及び過

度の投機に対処するようコーヒーのスポット市場、実物市場及び金融市場を十分に規制するための協議の場を提供すること。

(5) 全ての種類及び形態のコーヒーの国際貿易の拡大を促進し、並びに当該国際貿易の透明性を高め、並びに貿易障害の撤廃を促進すること。

(6) コーヒーに関する経済的、技術的及び科学的な情報、統計及び研究成果並びにコーヒーに関する研究及び開発の結果を収集し、配布し、及び公表すること。

(7) 全ての種類及び形態のコーヒーの消費及び市場（コーヒー生産国及び新興市場におけるものを含む。）の発展を促進すること。

(8) 加盟国及び世界のコーヒー経済の利益となる事業計画を作成し、取組のための財源の管理を支援し、及び可能かつ適当な場合には、当該事業計画の実施を管理すること。

(9) 消費者の満足を高め、及び生産者の利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること。

(10) 加盟国のコーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続の作成及び実施を奨励すること。

(11) コーヒーに関する革新的な慣行及び技術の加盟国への移転を援助するための研修事業及び情報提供事業を促進すること。

(12) 地域社会及びコーヒー農業者（特に小規模農業者）がコーヒーの生産及び取引から利益を受けることを可能とし、家族の生活のための所得を通じて貧困の撲滅に貢献し得るよう、当該地域社会及び当該コーヒー農業者の強靱性を高めるための戦略を策定し、及び実施するよう加盟国を奨励し、及び支援すること。

(13) 気候変動も考慮しつつ、加盟国におけるコーヒー生産者が融資及びリスク管理の手段を利用することを援助し得る情報（特に金融上の手段及びサービスに関するもの）の提供を促進し、一層の金融上の包摂性及びリスク管理を可能とすること。

(14) 適当な場合には研究を通じて、世界のコーヒー産業が直面する課題（価格変動、高額な生産費、有害動植物及び病気、気候変動並びにコーヒーのトレーサビリティを含む。）に対処すること。

(15) 生産者が一層高い付加価値を生み出すことを可能とする市場に基づく解決策を促進すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実（パーチメント・コーヒー、生コーヒー又は煎りコーヒーのいずれであるかを問わない。）をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー、可溶性コーヒー及びコーヒーミックスを含む。理事会は、この協定が効力を生じた後できる限り速やかに及びその後三年ごとに、次の(d)から(h)までに定義するコーヒーについて換算係数を検討する。その検討の後、理事会は、適当な換算係数を決定し、公表する。最初の検討が行われるまでの間及び理事会が換算係数を決定することができない場合は、二千七年の国際コーヒー協定で使用された換算係数（この協定の附属書に規定するもの）を用いる。この(1)の柱書きの規定に従うことを条件として、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。

(a) 「生コーヒー」とは、生の、煎っていない豆の状態における全てのコーヒーをいう。

(b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。

(c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍する。

(d) 「煎りコーヒー」とは、煎る程度を問わず、生コーヒーを煎ったものをいい、ひきコーヒーを含む。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、煎りコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除き去ったものをいう。

(f) 「液状コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。

(h) 「コーヒーミックス」とは、可溶性コーヒー又は煎ってひいたコーヒーとその他の食品原材料（通常、砂糖又はクリーム及び場合によってはその他の原材料）との混合物をいう。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「機関」及び「理事会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関及び国際コーヒー理事会をいう。

- (5) 「締約国政府」とは、第四十四条から第四十六条までの規定に従いこの協定の批准書、受諾書、承認書若しくは暫定的適用の通告書を寄託し、又は第四十七条の規定に従いこの協定に加入した政府又は欧州連合若しくはその他の政府間機関（第四条(3)に規定するもの）をいう。
- (6) 「加盟国」とは、締約国政府をいう。
- (7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。
- (8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。
- (9) 「多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。
- (10) 「寄託者」とは、政府間機関又は二千七年の国際コーヒー協定の締約国政府であつて、二千七年の国際コーヒー協定に基づく理事会の決定（二千二十二年十月六日前にコンセンサス方式によつて行われるもの）により指定されたものをいう。当該決定は、この協定の不可分の一部を成す。
- (11) 「民間部門」とは、私人、私企業又は国有企業（主としてコーヒー産業における又は当該産業に関連する活動を行い、かつ、開放された市場に基づく体制の一部として私企業と同様に業務を行うもの）により所有され、支配され、及び運営される経済の部分をいい、次のものを含む。
 - (a) 農業者、農業者団体、農業協同組合その他の生産者
 - (b) 零細企業及び中小企業
 - (c) 社会的企業
 - (d) 大規模な国内企業及び多国籍企業
 - (e) 金融機関
 - (f) 産業界及び商業団体
- (12) 「市民社会」とは、倫理、文化、政治、科学、学術又は慈善に関する考慮に基づいて、公的活動に参加し、並びに自己の構成員及び他の者の関心及び価値観を表明する様々な非政府機関及び非営利団体をいう。

- (13) 「賛助加盟員」とは、民間部門又は市民社会の主体であつて、機関の活動に関連し、又は従事するものをいう。
 - (14) 「最高経営責任者・グローバルリーダーフォーラム」とは、二十九年の「価格水準、価格変動及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に関するロンドン宣言」の署名者である民間部門の主体の上級役員から成るフォーラムであつて、二十八年九月二十日に発出された理事会決議第四百六十五号への民間部門による対応として設置されたものをいう。最高経営責任者・グローバルリーダーフォーラムは、第三十五条に定めるコーヒー官民作業部会の成果を検討するため、機関の加盟国、関連するコーヒーに関する利害関係者及び開発パートナーと毎年会合する。
- 第三章 加盟国による一般的約束
- 第三条 加盟国による一般的約束
- (1) 加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。特に、加盟国は、可能な場合には、この協定が機能することを促進するために必要な情報を、当該情報が秘密の扱いについて違反しない限りにおいて提供することを約束する。
 - (2) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する統計上の情報の重要な情報源であることを認める。したがつて、加盟輸出国は、原産地証明書が適切に発行されることを確保する責任を負う。
 - (3) 加盟国は、さらに、再輸出に関する情報が世界のコーヒー経済の適切な分析のために重要であることを認める。したがつて、加盟輸入国は、理事会の決定する様式及び方法によつて再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。
- 第四章 加盟国及び賛助加盟員
- 第四条 機関の加盟国
- (1) 締約国政府は、機関の単一の加盟国となる。
 - (2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。
 - (3) この協定において「政府」というときは、欧州連合並びにこの協定の交渉、締結及び適用について排他的権限を有するその他の政府間機関を含む。

第五条 加盟集団

二以上の締約国政府は、理事会及び寄託者に対する適当な通告により、加盟集団として機関に加盟することができる。当該通告は、当該二以上の締約国政府が定める日に、理事会の同意する条件（財政上の義務を含む。）に従って効力を生ずる。

第六条 賛助加盟員

(1) 民間部門又は市民社会の主体は、理事会の決定により、賛助加盟員となるための審査を受ける資格を有する。

(2) 機関の賛助加盟員として認定されることを希望する主体は、理事会の議長に宛てた申請を提出すべきである。当該申請は、理事会の議長に提出される前にいずれかの加盟国によって支持されなければならない。

(3) 理事会は、賛助加盟員としての地位に係る申請を受理し、又は拒否する。

(4) 理事会は、各コーヒー年度ごとに、賛助加盟員の地位について検討する。

(5) 理事会は、賛助加盟員としての地位に係る申請の評価のための手続を定める。当該手続については、申請者の活動が機関の活動にどのように関係し、又は関与しているか及び申請者の活動とこの協定の目的との直接的な関連を考慮するものとする。

(6) 機関は、賛助加盟員の専門的な助言を利用する機会を有する。賛助加盟員は、自己の意見を表明し、及び機関の活動に関与する機会を有する。

(7) 理事会は、賛助加盟員の支払う年次分担金の額の表を作成する。支払われた分担金の仕組み及び管理は、機関の会計に関する規則に従う。

第五章 国際コーヒー機関

第七条 国際コーヒー機関の所在地及び構成

(1) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

(2) 機関の所在地は、理事会が別段の決定を行わない限り、英国ロンドンとする。

(3) 機関の最高機関は、理事会とする。理事会は、適当な場合には、財政及び運営に関する委員会及び経済に関する委員会によって補佐される。また、理事会は、賛助加盟員会、世界コーヒー会議及びコーヒー官

民作業部会の助言を受けるものとする。

(4) 理事会は、機関の事務局長及び職員の支援を受ける。

第八条 特権及び免除

(1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のために接受国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、接受政府と機関との間で締結された本部協定が適用される。

(3) (2)の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受国の領域から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

(4) 機関は、理事会の承認を得て、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極を他の加盟国と締結することができる。

(5) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関し国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜を機関に与える。

第六章 国際コーヒー理事会

第九条 国際コーヒー理事会の構成

(1) 理事会は、機関の全ての加盟国で構成する。

(2) 加盟国は、理事会における一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理を任命する。また、加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

第十条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定の実施のために必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、適当な場合には、委員会及び補助機関（第七条(3)に規定するものを除く。）を設置し、及び解散することができる。

- (3) 理事会は、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を定める。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための方法を定めることができる。
- (4) 理事会は、その活動の指針とし、及び優先事項（第三十三条の規定によって実施される事業計画に関するもの並びに第三十二条の規定によって実施される研究、調査及び報告に関するものを含む。）を特定するため、戦略的な行動計画を定期的に策定する。当該行動計画において特定された優先事項は、理事会によって承認される活動計画及び運営予算に反映する。

(5) 理事会は、また、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録その他望ましいと認める記録を保管する。

第十一条 理事会の議長及び副議長

- (1) 理事会は、各コーヒー年度につき、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。
- (2) 議長は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出するものとし、副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コーヒー年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。
- (3) 議長及び議長を代行している副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が、自国の投票権を行使する。

第十二条 理事会の会合

- (1) 理事会は、年二回通常会合を開催し、及び理事会が決定する場合には特別会合を開催する。理事会は、十の加盟国の要請に基づいて特別会合を開催することができる。会合についての通報は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。緊急の場合の会合については、通報は、少なくとも十日前に行う。
- (2) 理事会は、別段の決定を行わない限り、機関の所在地において会合する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれに同意する場合には、理事会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であつて機関が支払うべきものは、当該加盟国が負担する。
- (3) 理事会は、非加盟国又は第十六条若しくは第十七条に規定する組織、非政府機関若しくは非営利団体に對し、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。理事会は、各会合においてオブザーバーの参加について決定する。

- (4) 理事会の会合において決定を行うためには、加盟輸出国及び加盟輸入国のそれぞれの区分において、過半数の加盟国であつて三分の二以上の票数を代表するものが出席していなければならない。理事会の会合又は全体会合の開始時に定足数が得られない場合には、議長は、当該理事会の会合又は当該全体会合の開始を少なくとも二時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、さらに、当該理事会の会合又は当該全体会合の開始を少なくとも二時間繰り下げることができる。この再び定められた開始時に引き続き定足数が得られない場合には、決定が必要な事案は、理事会の次の会合に延期される。

第十三条 票数

- (1) 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、(2)から(11)までに定めるところにより、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。
- (2) 各加盟国は、五の基本票を有する。
- (3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、五十パーセントは各加盟輸出国のコーヒーの輸出の平均数量に比例して、及び五十パーセントは各加盟輸出国のコーヒーの輸出の平均価額に比例して配分する。
- (4) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、五十パーセントは各加盟輸入国のコーヒーの輸入の平均数量に比例して、及び五十パーセントは各加盟輸入国のコーヒーの輸入の平均価額に比例して配分する。
- (5) 欧州連合又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関は、単一の加盟国として票を有する。すなわち、五の基本票並びに自己のコーヒーの輸入又は輸出の平均数量及び平均価額に基づいて配分される追加の票を有する。欧州連合又は当該その他の政府間機関が第二条(7)の規定により加盟輸出国と分類される場合には、その票は、(3)の規定に従つて計算される。欧州連合又は当該その他の政府間機関が第二条(8)の規定により加盟輸入国と分類される場合には、その票は、(4)の規定に従つて計算される。
- (6) この条の規定の適用上、コーヒーの輸出及び輸入とは、それぞれ、直前の四暦年間における輸送（出発地及び仕向地のいかなを問わない。）をいう。
- (7) この条の規定の適用上、欧州連合又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関の場合には、輸出とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての仕向地への輸出の合計を含むものをいい、輸入とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての出発地からの輸入の合計を含むものをいう。

- (8) 票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初にこの条の定めるところにより決定するものとし、(9)に定める場合を除くほか、当該コーヒー年度中効力を有する。
- (9) 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十一条に定めるところにより停止され、若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

- (10) いかなる加盟国も、その属する区分において三分の二以上の票を有してはならない。
- (11) 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十四条 理事会の投票手続

- (1) 加盟国は、自国の有する全ての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もつとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

- (2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において、自国の利益を代表し、及び自国の投票権を行使することを書面により委託することができる。

第十五条 理事会の決定

- (1) 理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上（それぞれ別個に計算する。）の多数票による議決で、決定及び勧告を行う。

- (2) 多数票による理事会の議決については、次の手続を適用する。

- (a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため多数票が得られない場合には、出席する加盟国の過半数による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。
- (b) 多数票がなお得られない場合には、議案は、承認されなかったものとみなす。
- (3) 加盟国は、この協定に基づく理事会の全ての決定を拘束力のあるものとして受け入れることを約束する。

第十六条 他の組織との協力

- (1) 理事会は、国際連合及びその専門機関、他の適当な政府間機関並びに関連する国際機関及び地域機関と

の協議又は協力のための措置（この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含む。）をとることができる。理事会は、様々な資金源を充分利用する。ただし、当該措置に基づく事業計画の実施に関し、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係るいかなる財政上の義務も負わない。いずれの加盟国も、当該事業計画に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

- (2) 機関は、可能な場合には、加盟国、非加盟国及び拠出機関その他の組織から、コーヒー産業に焦点を合わせた開発事業及び開発計画に関する情報を収集することができる。機関は、適当な場合には、関係当事者の同意を得て、当該情報を加盟国及びこれらの組織に対して入手可能なものとすることができる。

第十七条 非政府機関との協力

前条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の規定の適用を妨げることなく、機関は、この協定の目的を達成するため、コーヒー産業に関連する分野において専門知識を有する適当な非政府機関及び非営利団体並びにコーヒーに関する問題についての他の専門家との間の協力的な活動を確立し、及び強化することができる。

第七章 事務局長及び職員

第十八条 事務局長及び職員

- (1) 理事会は、事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。
- (2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。
- (3) 事務局長は、理事会の定める規則に従って、機関の職員を任命する。
- (4) 事務局長及び職員は、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送に関し、いかなる金銭上の利害関係も有してはならない。
- (5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右

しようにしないことを約束する。

第八章 財政及び運営

第十九条 財政及び運営に関する委員会

財政及び運営に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。同委員会は、承認のため理事会に提出される機関の運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務（特に、収入及び支出の監視並びに機関の運営に関連する事項の監視）の遂行について責任を負う。同委員会は、理事会に対してその議事を報告する。

第二十条 会計

(1) 理事会に出席する代表団及び理事会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が負担する。
(2) この協定の運用に要するその他の費用は、加盟国の年次分担金（その額は、次条に定めるところにより決定される。）並びに加盟国への特定の役務並びに第三十条及び第三十二条の規定により集積される情報及び研究成果の販売による収入をもって支弁する。

(3) 機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十一条 運営予算の決定及び分担金の額の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。運営予算案は、第十九条の規定に基づく財政及び運営に関する委員会による監督の下で事務局長が作成する。

(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、次のとおり計算する。

(i) 五十パーセントは、直前の四暦年間ににおける全貿易の平均価額に基づいて計算する。
(ii) 五十パーセントは、直前の四暦年間ににおける全貿易の平均数量に基づいて計算する。

この条の規定の適用上、「全貿易」とは、当該会計年度の運営予算が承認される時点における輸入及び輸出の合計をいう。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の分担金の額は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく計算する。ただし、この計算は、次条(4)の規定により加盟国としての資格を停止された加盟国については、適用しない。当該加盟国の分担金の額は、当該加盟国が加盟国としての資格を停止された会計年度に限り、残余の加盟国の間で再配分する。

(3) 第四十六条に規定するこの協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、その加

盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、(2)の規定に従って理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(4) 各加盟国は、各会計年度の運営予算の総額の少なくとも〇・二五パーセントを拠出する。

(5) 数量及び価額においてコーヒーの全貿易の平均が全ての加盟国の全貿易の平均の合計の〇・二五パーセント未満である加盟国は、(4)に定める最小限の拠出のみを行う。

(6) 加盟国の残余の分担金の額は、(5)の規定に該当する加盟国を除く全ての加盟国の間で、五十パーセントは各加盟国のコーヒーの全貿易の平均数量に比例して、及び五十パーセントは各加盟国のコーヒーの全貿易の平均価額に比例して配分する。

(7) この条の規定の適用上、コーヒーの輸出及び輸入とは、それぞれ、直前の四暦年間ににおける輸送（出発地及び仕向地のいかんを問わない。）をいう。

(8) この条の規定の適用上、欧州連合又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関の場合には、輸出とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての仕向地への輸出の合計を含むものをいい、輸入とは、欧州連合又は当該その他の政府間機関の域内を含む全ての出発地からの輸入の合計を含むものをいう。

第二十二条 分担金の支払

(1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2) いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、投票権及び専門分野に関する委員会の会合に参加する権利は、当該分担金の全額が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われることはなく、また、この協定に基づく義務を免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

(4) 理事会は、分担金を二十一箇月を超える期間持続的に滞納している加盟国の加盟国としての資格を、決定により一時的に停止する。加盟国としての資格を一時的に停止された加盟国は、機関の運営予算に係る分担金の支払の義務を免除されるが、この協定に基づくその他の財政上の義務を履行することについて

は、引き続き責任を負う。当該加盟国は、その未払の分担金の全額が支払われた場合又は返済計画が理事会により承認された場合には、加盟国としての資格を回復する。分担金を滞納している加盟国による支払は、その分担金のうち最も長い期間滞納している分担金にまず充当する。

第二十三条 責任

(1) 機関（第七条(3)に定めるところによりその機能を営む。）は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権限を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、機関の権限を超えるものとはならない。

(2) 加盟国の責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。機関と取引を行う第三者は、加盟国の責任に関するこの協定の規定を知っているものとみなされる。

第二十四条 会計の検査及び公表

各会計年度の終了の後でできる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、当該会計年度の機関の資産、債務、収入及び支出の計算書（独立の専門家による会計検査を了したもの）を作成する。この計算書は、理事会の承認を得るため、その後開催される最初の理事会の会合に提出する。

第九章 経済

第二十五条 経済に関する委員会

コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向、市場の透明性、統計上の情報、研究及び調査、事業計画、持続的な発展並びに資金調達に関連する事項について責任を負う経済に関する委員会を設置する。理事会は、第三十三条及び第三十八条に規定するものに加えて、同委員会の構成及び権限を決定する。

第二十六条 取引及び消費に対する障害の除去

- (1) 加盟国は、サプライチェーンを一層効率的なものとするに並びにコーヒーの生産、取引及び消費を妨げるおそれのある現在の障害を除去し、及び新たな障害を回避することの必要性を認識する。
- (2) 加盟国は、国際協定に基づく約束及び義務並びに国際連合の持続可能な開発目標（国際的及び地域的な貿易に関連するものを含む。）と両立する保健、環境及び生活のための所得に関する国家の政策目的を实

現するため、自国のコーヒー産業を規制すべきである。

(3) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。

(a) コーヒーに適用される輸入制度（特に、特惠関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び慣行）

(b) 直接又は間接の補助金に係る輸出制度並びに輸出に関する他の行政規則及び慣行

(c) 消費に影響を及ぼし、又はサプライチェーンを非効率にするおそれのある国内の取引条件並びに国内又は地域の立法上及び行政上の措置

(4) 加盟国は、(1)及び(2)に定める目的並びに(5)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう及び消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努める。

(5) 加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(3)に掲げる障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法及び手段又は当該障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。

(6) 加盟国は、相互の利益を考慮して、適当な規制により価格変動を緩和する方法を追求することを約束する。

(7) 加盟国は、(5)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとつたあらゆる措置を毎年理事会に通報する。

(8) 事務局長は、理事会による検討のため、取引及び消費に対するコーヒーに関連する障害並びに価格変動を引き起こし、並びに特にコーヒー農業者その他の生産者について生活及び繁栄のための所得又は価値の分配に影響を及ぼす市場の歪みに関する調査を毎年作成し、全ての加盟国に送付する。

(9) 理事会は、この条の目的の達成を促進するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、当該加盟国は、当該勧告を実施するためにとつた措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

第二十七条 消費振興及び市場動向

(1) 加盟国は、コーヒーの消費を促進し、製品の品質を向上させ、及びコーヒーの市場を発展させるための取組（加盟輸出国における取組を含む。）が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にもたらす利益を認識する。

- (2) 消費振興及び市場動向に関する活動は、コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及活動及び消費振興活動、研究、能力の開発並びに調査（国際コーヒーの日を含む。）を含むことができる。
- (3) 第三十三条に規定する活動計画又は事業計画に係る機関の活動は、(2)に規定する活動を含むことができる。当該活動については、加盟国、非加盟国、他の組織及び民間部門からの任意拠出をもってその費用を支弁することができる。

第二十八条 加工コーヒーに関する措置

加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（コーヒーの加工及び第二条(1)(d)から(h)までに定義する加工コーヒーの輸出を含む。）によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。この関連において、加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。

第二十九条 混合品及び代用品

- (1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努める。ただし、この(1)の規定は、第二条(1)(h)に規定するコーヒーミックスについては、適用しない。

- (2) 事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

第三十条 統計上の情報

- (1) 機関は、次の情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。
- (a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報（市場の種々の区分に属するコーヒー及びコーヒーを含有する製品の生産、消費、貿易及び価格に関する情報（コーヒーについては、実行可能な場合には、コーヒーの種類ごとのもの）を含む。）
- (b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、生産費、加工及び利用に関する技術的な情報
- (2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報（コーヒーの生産、生産の傾向、輸出、輸入、再輸出、流通、消費、在庫、価格及び課税に関する定期的な統計に係る報告を含む。）を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し、又は販売する特定の個人又は会社の活動内容

を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、可能な範囲内で、要求された情報をできる限り詳細、適時及び正確に提供する。

- (3) 理事会は、指標価格制度を定め、実際の市場の状況を反映した日ごとの複合指標価格を公表する。
- (4) 機関がその適正な運営のために要求した統計上の情報その他の情報を加盟国が理事会の定める期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。当該加盟国は、理事会に対し、当該情報の提供が困難であることを通報し、技術援助を要請することができる。

- (5) 理事会は、情報の提供について加盟国に対する技術援助が必要であると認めるとき、又は加盟国が(2)の規定に基づいて要求された統計上の情報を連続した二年の間提供しなかった場合において、理事会の援助を求めなかつたとき、若しくは不履行の理由を説明しなかつたときは、これらの加盟国が要求された情報を提供することとなるよう主導することができる。

第三十一条 原産地証明書

- (1) 機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するため、原産地証明書制度を定める。当該制度は、理事会が承認する規則に従って運用される。

- (2) 加盟輸出国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書が必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し、及び機関が承認した資格のある団体により発行される。機関は、また、消費及び国際貿易の変化する状況に照らして、原産地証明書に含まれる情報を定期的に見直す。

- (3) 加盟輸出国は、(2)に規定する業務の遂行に責任を負う政府機関又は非政府団体の名称を機関に通報する。機関は、理事会が承認する規則に従い、かつ、明示的に非政府団体を承認する。

- (4) 加盟輸出国は、例外的であり、かつ、正当な理由がある場合には、原産地証明書において提供されるコーヒーの輸出に関する情報を原産地証明書に代わるものを用いて機関に提供することを認めるよう理事会に要請することができる。

第三十二条 研究、調査及び報告

- (1) 機関は、加盟国を援助するため、コーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告その他の文書の作成を促進する。

(2) (1)に規定する研究及び調査並びに文書には、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、コーヒーのパリチェーンの分析、気候変動の影響、金融上のリスク及び他の種類のリスクを管理する取組方法、政府の政策がコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響、コーヒー産業の持続可能性に関する側面、コーヒーと健康との間の関係、伝統的及び非伝統的な用途におけるコーヒー市場の拡大の可能性に関するもの並びに理事会により関係があると認められ得るその他の項目を含むことができる。

(3) 収集され、編集され、分析され、及び周知される情報には、技術的に可能な場合には、さらに、次の事項を含むことができる。

- (a) 地理的に異なる地域、家族、地域社会、生産の状態等の要素に関するコーヒーの量及び価格
- (b) 生産及び消費における市場の構造、隙間市場及び新たな傾向に関する情報
- (c) 生活及び繁栄のための所得の進捗に関する研究

(4) 理事会は、(1)の規定を実施するため、中小規模の農業者その他の生産者に特別な注意を払いつつ、(1)に規定する研究、調査及び報告を年次活動計画（必要な資金の額の見積りを含む。）に含めることを検討する。これらの活動については、運営予算内の項目又は予算外の資金源のいずれかによりその費用を支弁する。

(5) 機関は、中小規模の農業者その他の生産者の持続可能性、生産性及び財務状況の改善（信用及びリスクの管理を含む。）を援助するため、当該生産者による情報の入手を促進することに特に重点を置くものとする。

第十章 事業計画に係る機関の活動

第三十三条 事業計画の作成及び事業計画のための資金調達

(1) 加盟国及び事務局長は、経済に関する委員会を通じて、理事会に対して事業計画に関する提案を提出することができる。当該提案は、この協定の目的の達成に貢献し、並びに第十条の規定により理事会が承認する戦略的な行動計画及び年次活動計画において特定される活動の優先事項の一又は二以上に貢献すべきである。

(2) 理事会は、事業計画の提出、審査、承認、優先事項の決定及び資金調達のため並びに当該事業計画の実施、監視及び評価並びに結果の広範な周知のための手続及び仕組みを定め、及び改定する。経済に関する委員会は、当該手続及び当該仕組みの実施並びに理事会に対して行う勧告について責任を負う。

(3) 事務局長は、理事会の各会合において、理事会が承認する全ての事業計画（資金調達を待つ事業計画、実施中の事業計画及び理事会の前の会合後に完了した事業計画を含む。）の状況に関する報告を行う。

(4) 機関は、適当な場合には、コーヒー経済に利害関係のある計画、事業計画及び活動の実施に対する財政的援助及び支援を得るため、他の国際機関、金融機関、多数国間及び二国間の開発機関並びに公的な及び民間の拠出機関と協力するよう努める。

第十一章 コーヒーに関する民間部門

第三十四条 賛助加盟員会

(1) 賛助加盟員会は、諮問機関として、理事会の要請に応じて勧告を行うことができ、また、理事会及びその補助機関に対し、この協定及び世界のコーヒー産業の状況に関する事項を議題に含め、及び決定するよう要請することができる。

(2) 賛助加盟員会は、全ての賛助加盟員で構成する。

(3) 賛助加盟員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、賛助加盟員会の構成員のうちから選出されるものとし、その任期は、一年とする。議長及び副議長は、再選を妨げられない。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

(4) 賛助加盟員会の議長及び副議長は、理事会により理事会の会合に参加するよう招請されるものとし、当該会合において発言する権利を有する。

(5) 賛助加盟員会の議長及び副議長は、コーヒー官民作業部会において、賛助加盟員会を代表する。

(6) 賛助加盟員会は、通常、理事会の通常会合に先立って機関の所在地において会合し、及びその会合と当該通常会合の日程は、重複しないものとする。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れる場合には、賛助加盟員会も、当該領域において会合する。この場合において、賛助加盟員会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であって機関が支払うべきものは、賛助加盟員会の会合を主催する国又は民間団体が負担する。

(7) 賛助加盟員会は、理事会の承認を得ることを条件として特別会合を開催することができる。

(8) 賛助加盟員会は、この協定に適合する手続規則を定める。

第三十五条 コーヒー官民作業部会

(1) コーヒー官民作業部会は、複数の利害関係者による官民パートナーシップの仕組みであって、価格水

準、価格変動及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題に対処するための実際的なかつ期日を定めた行動を特定し、及び実施することを目的とするものである。

(2) コーヒー官民作業部会は、次のことを行う。

- (a) 理事会に検討のために提出され、及び最高経営責任者・グローバルリーダーフォーラムと共有される優先的な事項及び行動に関するコンセンサスを形成すること。
- (b) 価格水準、価格変動及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題に関する約束について、官民対話を実施し、及び進捗状況を追跡すること。
- (c) 価格水準及びコーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題に関し、理事会が承認する約束及び取組の更なる発展及び実施を推進すること。
- (d) コーヒー産業に係る喫緊の課題に対処し、期待を明確にし、並びに共同の行動のための機会及び資源を特定する、共通の展望及び官民対話の議題を継続的に作成すること。
- (3) コーヒー官民作業部会は、理事会が指名する代表及び民間部門の代表で構成され、それぞれの代表は同数とする。市民社会及び国際機関の代表は、理事会が定める条件の下でコーヒー官民作業部会に参加することができ。

- (4) 事務局長は、当然に、コーヒー官民作業部会の事務局の長として、必要となきはいつでも代理となり自己に代わって行動する指名する職員と共に行動する。
- (5) コーヒー官民作業部会は、この協定及び理事会が承認する付託事項に適合する手続規則を定める。
- (6) コーヒー官民作業部会は、優先事項の評価並びに良い慣行及び解決策の特定に当たり、関心を有する官民のコーヒー産業の利害関係者、開発パートナー及び市民社会が関与するための自己の仕組みを設ける。
- (7) コーヒー官民作業部会は、理事会による検討のため、定期報告並びにその討議の結果及び勧告を理事会に提出する。

第三十六条 関与、統合及び包摂性

- (1) 理事会及びその補助機関（コーヒー官民作業部会を含む。）は、適当な場合には、賛助加盟員及び国際機関が次のことを行うことができるようにする。
- (a) 現場における自己の経験から問題に関する専門的な分析を直接提供すること。
- (b) 早期警戒機関としての役割を果たすこと。

- (c) 関連する問題に対する公衆の意識の向上に寄与すること。
- (d) この協定の目的の達成に貢献すること。
- (e) 機関の行事において関連する情報の提供によって貢献すること。
- (2) 賛助加盟員は、また、機関が賛助加盟員に対し幅広い聴衆に意見を述べ、及び機関の課題に貢献するための機会を提供することを認識しつつ、次のことを行うことができる。
- (a) 理事会の承認を得て機関の活動に参加し、又は活動計画に含まれる活動に参加すること。
- (b) 機関が提供する協力のための手段又は他の手段を通じて、情報、知識及び良い慣行を取得し、並びにこれらを加加盟国及び他の賛助加盟員と共有すること。
- (c) 機関の関連する国際会議その他の行事に出席すること。
- (d) (c)に規定する行事において書面又は口頭による発表を行うこと。
- (e) サイドイベントを企画すること。
- (f) 情報及びデータを利用すること。
- (g) 様々な利害関係者との連携の可能性を探索するために接触及び知識の基盤を拡大するよう、協力網の形成及びロビー活動を行う機会を有すること。

第三十七条 世界コーヒー会議

- (1) 理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者（非加盟国からの参加者を含む。）で構成する世界コーヒー会議（以下「会議」という。）を適当な間隔で開催するための措置をとる。理事会は、会議の議長と調整して、会議がこの協定の目的の達成に向けて貢献することを確保する。
- (2) 会議に議長一人を置く。議長は、機関から報酬を受けない。議長は、理事会により適当な期間を任期として任命されるものとし、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。
- (3) 理事会は、会議の形式、標題、対象事項及び開催時期を決定し、賛助加盟員会及びコーヒー官民作業部会にその決定を常時通報する。会議は、通常、理事会の会合の期間中に機関の所在地において開催する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れることを決定する場合には、会議についても、当該領域において開催することができる。この場合において、機関の所在地において会議を開催する場合に要する費用を超える追加の費用であつて機関が支払うべきものは、会議

を主催する国が負担する。

(4) 理事会が別段の決定を行わない限り、会議の開催に係る費用については、そのために集められた資金をもって支弁する。

(5) 会議の議長は、会議における結論を理事会に報告する。

第三十八条 コーヒー産業における金融

経済に関する委員会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者、農業者及び地域社会のニーズに特に重点を置いて、コーヒー産業における金融及びリスク管理の仕組みに関連する課題に関する協議を促進する。

第十二章 一般規定

第三十九条 新たな協定の準備

(1) 理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる。

(2) (1)の規定を実施するに当たり、理事会は、第一条に定めるこの協定の目的の達成に関する機関による進捗の状況を検討する。

第十三章 持続可能な開発

第四十条 持続可能なコーヒー産業

(1) 加盟国は、均衡のとれかつ統合された方法で、経済、社会及び環境の側面における持続可能な開発に関する原則及び目的（国際連合の持続可能な開発目標及び自己が承認した他の関連する国際的な取組に含まれるもの）に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な優先順位を与える。

(2) 機関は、コーヒーのバリューチェーンにおける生産性、品質、強靱性及び収益性を向上させつつ、コーヒー農業者及び全てのコーヒーに関する利害関係者（特に小規模農業者その他の小規模コーヒー生産者）の繁栄を促進することを目的として、要請に応じ、コーヒー産業を持続的に発展させるために加盟国を支援することができる。

第四十一条 生活水準及び労働条件

加盟国は、国際的に認められた原則及び適用可能な基準に留意しつつ、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う。さらに、加盟国は、労働基準を貿易に関する保護主義的な措置をとるための理由として用いないことについて合意する。

第十四章 協議、紛争及び苦情

第四十二条 協議

加盟国は、この協定に関する全ての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに関する協議について好意的な考慮を払い、かつ、当該協議のための十分な機会を与える。事務局長は、当該協議の間に、いずれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。事務局長が委員会を設置することについていずれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することができる。協議により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告するものとし、事務局長は、全ての加盟国にその報告を送付する。

第四十三条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請に基づき、決定のため理事会に付託される。

(2) 理事会は、紛争及び苦情の解決のための手続を定める。

第十五章 最終規定

第四十四条 署名、批准、受諾又は承認

(1) この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、二千二十二年十月六日から二十三年四月三十日まで、寄託者の本部において、二十七年の国際コーヒー協定の締約国政府及びこの協定が採択された理事会の会合に招請された政府による署名のために開放しておく。

(2) この協定は、署名政府により、それぞれの国内法上の手続に従つて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

(3) 批准書、受諾書又は承認書は、第四十六条に別段の定めがある場合を除くほか、二十三年七月三十一日までに、寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府のために、寄託の期限の延期を認めることを決定することができる。理事会は、その決定を寄託者に送付する。

(4) 欧州連合は、署名及び批准、受諾若しくは承認又は暫定的適用の通告に際し、この協定によつて規律される事項に関して排他的権限を有することを確認する旨の宣言を寄託者に寄託する。欧州連合の構成国

は、この協定の締約国政府となる資格を有しない。

第四十五条 暫定的適用

この協定を批准し、受諾し、又は承認する意思を有する署名政府は、その国内法上の手続に従ってこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第四十六条 効力発生

(1) この協定は、二千二十二年六月六日現在の票の配分において（ただし、第二十二条の規定の内容に基づく権利の停止は、考慮しないこととする。）、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に効力的に効力を生ずる。また、この協定は、(2)の規定により暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書又は承認書の寄託により前段に定める割合についての要件が満たされる時にいつでも確定的に効力を生ずる。

(2) この協定が二千二十三年七月三十一日までに確定的に効力を生じなかった場合において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し、又は前条の規定に基づいて寄託者に通告したときは、二千二十三年七月三十一日又はその後の十二箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

(3) この協定が暫定的に効力を生じたが二千二十四年七月三十一日までに確定的に効力を生じなかった場合には、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託した署名政府又は前条の規定に基づいて寄託者に通告した署名政府がこの協定が一定の期間引き続き暫定的に効力を有する旨をこれらの署名政府の間の合意により決定する場合を除くほか、この協定は、暫定的な効力を失う。また、当該これらの署名政府は、当該これらの署名政府の間でこの協定が確定的に効力を生ずる旨を当該これらの署名政府の間の合意により決定することができる。

(4) この協定が(1)又は(2)のいずれの規定によっても二千二十四年七月三十一日までに確定的又は暫定的に効力を生じなかった場合には、自国の国内法令に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託した署名政府は、当該署名政府の間でこの協定が確定的に効力を生ずる旨を当該署名政府の間の合意により決定することができる。

第四十七条 加入

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、国際連合若しくはその専門機関に加盟している国の政府又は第四条(3)に規定するその他の政府間機関は、理事会の定める手続に従ってこの協定に加入することができる。

(2) 加入書は、寄託者に寄託する。加入は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。

(3) 第四条(3)に規定するその他の政府間機関は、加入書を寄託する際に、この協定によって規律される事項に関して排他的権限を有することを確認する旨の宣言を寄託する。当該その他の政府間機関の構成国は、この協定の締約国政府となる資格を有しない。

第四十八条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十九条 自発的脱退

いずれの締約国政府も、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、当該通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第五十条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で機関の加盟国でなくなり、かつ、この協定の締約国政府でなくなる。

第五十一条 脱退し、又は除名される加盟国に係る会計上の処理

(1) 理事会は、脱退し、又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し、又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができるため第五十三条(2)の規定によりこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

(2) この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しないものとし、この協定の終了の際に機関に欠損があっても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第五十二条 有効期間及び終了

- (1) この協定は、理事会が(3)の規定に基づいてこの協定を終了させるまで効力を有する。
- (2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後五年ごとに、必要に応じ、特に新たな課題及び機会に適応し、及び対応するため、この協定の見直しを行い、及び適当な場合には決定を行う。
- (3) 理事会は、いつでも、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。
- (4) 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行う期間において必要な決定を行うために要する限りにおいて存続する。
- (5) 理事会は、この協定の終了に関して行われた決定及びこの条の規定に基づき理事会が受領した通告を寄託者に送付する。

第五十三条 改正

- (1) 理事会は、この協定の改正を提案することができるものとし、その提案を全ての締約国政府に通報する。改正は、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する締約国政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する締約国政府から寄託者が受諾の通告を受領した後百日目の日に、機関の全ての加盟国について効力を生ずる。第二段に定める割合は、関連する締約国政府に改正の提案が受諾のため送付された時点におけるこの協定の締約国政府の数に基づいて計算する。理事会は、締約国政府が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定め、全ての締約国政府及び寄託者に通報する。当該期限までに改正の効力発生のための割合についての要件が満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。
- (2) 理事会が別段の決定を行わない限り、締約国政府は、理事会の定めた期限までに(1)の規定に従い寄託者に対して改正を受諾する旨の通告を行わなかった場合には、改正の効力発生の日にこの協定の締約国政府でなくなる。
- (3) 理事会は、この条の規定に基づき締約国政府に送付した改正を寄託者に通報する。

第五十四条 補足規定及び経過規定

二千七年の国際コーヒー協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置は、この協定が効力を生ずる時まで引き続き効力を有する。

第五十五条 この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、寄託者に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附属書 I

二千七年の国際コーヒー協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの換算係数

煎りコーヒー

煎りコーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、煎りコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

カフェイン抜きコーヒー

生のカフェイン抜きコーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、生のカフェイン抜きコーヒーの正味重量を一・〇五倍する。煎ったカフェイン抜きコーヒー又は可溶性のカフェイン抜きコーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、煎ったカフェイン抜きコーヒー又は可溶性のカフェイン抜きコーヒーの正味重量をそれぞれ一・二五倍又は二・七三倍する。

液状コーヒー

液状コーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

可溶性コーヒー

可溶性コーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。
コーヒーミックス

二千二十二年六月九日に国際コーヒー理事会が承認した決議第四百七十六号に従って決定する。

二千二十二年の国際コーヒー協定の寄託者に係る国際コーヒー理事会（英国ロンドンにおける二千二十二年六月八日及び九日のバーチャル会議による第百三十三回特別会合）決議第四百七十七号（二千二十二年六月九日の第二回全体会合において承認されたもの）

国際コーヒー理事会は、二千二十二年六月九日の第百三十三回会合において、二千二十二年の国際コーヒー協定（以下「協定」という。）の案文を採択した決議第四百七十六号を承認しており、

千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約第七十六条（条約の寄託者） 1 は、交渉国が条約の寄託者を指定することができること及び寄託者が国（その数を問わない。）、国際機関又は国際機関の主たる行政官のいずれであるかを問わないことを規定しており、

協定第二条(10)は、理事会が二千二十二年十月六日前のコンセンサス方式による決定により寄託者を指定すること及び当該決定が協定の不可分の一部を成すことを規定しているので、

国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。

1 国際コーヒー機関を協定の寄託者に指定する。

2 国際コーヒー機関の首席の管理職員である事務局長に対し、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約に適合する方法により同機関が協定の寄託者の任務を遂行することを確保するために必要な措置（少なくとも次の事項を含む。）をとるよう要請する。

- (a) 協定の原本及び寄託者に引き渡された全権委任状を保管すること。
- (b) 協定の原本の認証謄本を作成し、及び送付すること。
- (c) 協定への署名を受け付けること並びに協定に関連する文書、通告及び通報を受領し、かつ、保管すること。
- (d) 協定への署名又は協定に関連する文書、通告若しくは通報が正式な手続によるものであるかどうかを検討すること。
- (e) 協定に関連する行為を通報すること並びに協定に関連する通告及び通報を送付すること。
- (f) 協定第四十六条に規定する協定の効力発生又は暫定的効力発生に必要な数の批准書、受諾書若しくは承認書又は暫定的適用の通告書の寄託の日を通報すること。
- (g) 国際連合事務総長に協定を登録すること。
- (h) 寄託者の任務の遂行に関して問題がある場合には、署名政府及び締約国政府又は適当なときは国際コーヒー理事会の注意を喚起すること。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書
漁業補助金に関する協定

世界貿易機関の加盟国は、
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）第十条１の規定に従って採択された閣僚会議の決定（文書番号 W T / M I N (二二) / 三三 W T / L / 一一四四）を考慮して、ここに、次のとおり協定する。

- この議定書が４の規定に従って効力を生ずる時に、世界貿易機関協定附属書一 A については、補助金及び相殺措置に関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金に関する協定を加える。
- 留保は、この議定書のいかなる規定についても付することができない。
- この議定書は、加盟国による受諾のために開放しておく。
- この議定書は、世界貿易機関協定第十条３の規定に従って効力を生ずる（注）。

注 世界貿易機関協定第十条３の規定に基づく受諾の数を算定するため、欧州連合による欧州連合及び欧州連合加盟国に関する受

- 諾書については、世界貿易機関の加盟国である欧州連合加盟国の数に等しい数の加盟国による受諾として算入する。
- この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び３の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。
 - この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。
- 二千二十二年六月十七日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

附属書
漁業補助金に関する協定

第一条 適用範囲

この協定は、補助金及び相殺措置に関する協定 1.1 に規定する補助金であって、同協定第二条に規定する特定性を有するもののうち、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用する（注 1、注 2、注 3）。

- 注 1 養殖及び内水面漁業は、この協定の適用範囲から除外する。
- 注 2 漁業協定に基づく政府間の支払は、この協定に規定する補助金とはみなさない。
- 注 3 この協定の適用上、補助金は、関係する船舶の国籍若しくは登録又は当該補助金を受ける者の国籍にかかわらず、当該補助金を交付する加盟国に起因するものとする。

第二条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「魚類」とは、加工されたか否かを問わず、海洋生物資源の全ての種をいう。
- (b) 「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。
- (c) 「漁獲関連活動」とは、漁獲を補助し、又は準備するための作業（従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。）をいう。
- (d) 「船舶」とは、漁獲又は漁獲関連活動のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とするあらゆる種類の船舶をいう。
- (e) 「運航者」とは、船舶の所有者又は船舶に責任を有し、若しくはこれを指揮し、若しくは管理する者をいう。

第三条 違法な漁業 報告されていない漁業及び規制されていない漁業に寄与する補助金（注）

注 「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）とは、二千一年に国際連食糧農業機関（以下「FAO」という。）によって採択された違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画の3に定める活動をいう。

3.1 いかなる加盟国も、IUU漁業又はIUU漁業を補助する漁獲関連活動に従事する船舶又は運航者（注）に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

注 この条の規定の適用上、「運航者」とは、IUU漁業に係る違反が生じた時点における前条(e)に定義する運航者をいう。IUU漁業に従事する運航者に対する補助金の交付又は維持の禁止は、漁獲及び海上における漁獲関連活動に対する補助金について適用する。

3.2 3.1の規定の適用上、船舶又は運航者は、次のいずれかによりIUU漁業に従事している旨の肯定的な決定が行われた場合には、IUU漁業に従事しているものとする（注1、注2）。

注1 この条のいかなる規定も、加盟国に対し、IUU漁業に係る調査を開始し、又はIUU漁業に係る決定を行う義務を負わせるものと解してはならない。

注2 この条のいかなる規定も、IUU漁業に係る決定を行うに当たり、この3.2に掲げる主体の関連する国際文書に基づく権限に影響を及ぼし、又は当該主体に対して新たに権利を付与するものと解してはならない。

(a) 沿岸国である加盟国の管轄の下にある水域における活動については、当該沿岸国である加盟国

- (b) 旗国である加盟国の旗を掲げる船舶による活動については、当該旗国である加盟国
- (c) 関連する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み（以下「地域漁業管理機関」という。）の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については、当該地域漁業管理機関。ただし、当該地域漁業管理機関の規則及び手続並びに関連する国際法に従うこと（適時の通報及び関連する情報の提供を行うことを含む。）を条件とする。

3.3 (a) 3.2に規定する肯定的な決定（注）とは、船舶又は運航者がIUU漁業に従事したことについての加盟国による最終的な認定又は地域漁業管理機関による一覽表への最終的な掲載をいう。

注 この条のいかなる規定も、IUU漁業に係る決定を遅延させ、又は当該決定の有効性若しくは実施可能性に影響を及ぼすものと解してはならない。

(b) 3.2(a)の規定の適用上、3.1に規定する禁止は、沿岸国である加盟国による決定が関連する事実関係の情報に基づくものであり、かつ、当該沿岸国である加盟国が旗国である加盟国及び判明しているときは補助金を交付している加盟国に対して次の事項を提供した場合に、適用する。

- (i) 船舶若しくは運航者がIUU漁業に従事したことに関する更なる調査が行われるまでの間一時的に抑留されていること又は当該沿岸国である加盟国がIUU漁業に関する調査を開始したことについての適当な経路を通じて行われる適時の通報（関連する事実関係の情報、適用される法令及び行政上の手続その他関連する措置への言及を含む。）
- (ii) 最終的な決定に当たり関連する情報を考慮することができるようにするための当該決定に先立つ当該情報を交換する機会（注）。当該沿岸国である加盟国は、当該情報の交換を行うべき方法及び期間を特定することができる。

注 例えば、これには、旗国である加盟国又は補助金を交付している加盟国の要請があった場合には、対話及び書面による情報交換の機会を含めることができる。

(iii) 最終的な決定及び適用する制裁（該当する場合には、当該制裁の期間を含む。）の通報

沿岸国である加盟国は、9.1に規定する委員会（この協定において「委員会」という。）に対して肯定的な決定を通報する。

3.4 補助金を交付している加盟国は、3.1に規定する禁止の適用期間を設定する場合には、船舶又は運航者によって行われるIUU漁業の性質、重大性及び繰返しを考慮する。3.1に規定する禁止は、少なくとも禁止

の原因となった決定により生ずる制裁（注）が有効である期間又は少なくとも地域漁業管理機関が船舶若しくは運航者を一覧表に掲載している期間のうち、いずれか長い方の期間適用する。

注 制裁の終了は、3.2に規定する決定を行った当局の法令又は手続によるものとする。

3.5 補助金を交付している加盟国は、8.3の規定に従い、3.1の規定に従ってとる措置を委員会に通報する。

3.6 寄港国である加盟国が自国の港にある船舶がIUU漁業に従事したと信ずるに足りる明白な根拠を有することを補助金を交付している加盟国に通報する場合には、当該補助金を交付している加盟国は、受領した情報を十分に考慮し、及びその補助金について適当と認める措置をとる。

3.7 加盟国は、3.1に規定する補助金（この協定が効力を生ずる時に存在する補助金を含む。）を交付せず、又は維持しないことを確保するための法令又は行政上の手続を有するものとする。

3.8 開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）が交付し、又は維持する排他的経済水域までの水域（排他的経済水域を含む。）における補助金は、この協定の効力発生の日から二年間、3.1及び第十条の規定の適用の対象から除外される。

第四条 濫獲された資源に関する補助金

4.1 いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

4.2 この条の規定の適用上、漁獲が行われる場所を管轄する沿岸国である加盟国により、又は関連する地域漁業管理機関の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については当該地域漁業管理機関により、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて魚類資源が濫獲されていると認められる場合には、当該魚類資源は、濫獲されているものとする。

4.3 4.1の規定にかかわらず、加盟国は、生物学的に持続可能な水準（注）に資源を回復させるために4.1に規定する補助金又はその他の措置を実施する場合には、当該補助金を交付し、又は維持することができる。

注 この4.3の規定の適用上、生物学的に持続可能な水準とは、最大持続生産量、漁業に関する入手可能なデータに応じた他の基準値等を用いて、漁獲若しくは漁獲関連活動が行われる水域に対する管轄権を有する沿岸国である加盟国により、又は関連する地域漁業管理機関の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については当該地域漁業管理機関により決定される水準をいう。

4.4 開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）が交付し、又は維持する排他的経済水域までの水域

（排他的経済水域を含む。）における補助金は、この協定の効力発生の日から二年間、4.1及び第十条の規定の適用の対象から除外される。

第五条 その他の補助金

5.1 いかなる加盟国も、沿岸国である加盟国又は沿岸国である非加盟国の管轄の外かつ関連する地域漁業管理機関の権限の外で行われる漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

5.2 加盟国は、当該加盟国の旗を掲げていない船舶に対する補助金を交付する場合には、特別の注意を払い、及び妥当な自制を行う。

5.3 加盟国は、状態が不明である資源に関する漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付する場合には、特別の注意を払い、及び妥当な自制を行う。

第六条 後発開発途上加盟国に関する特別規定

加盟国は、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行うものとし、解決を検討する場合において、当該後発開発途上加盟国の個別の事情があるときは、これを考慮する。

第七条 技術援助及び能力の開発

開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）に対する対象となる技術援助及び能力の開発に関する援助は、この協定に基づく規律の実施のために提供される。これらの援助を支援するため、FAO、国際農業開発基金等の関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置する。当該仕組みに対する世界貿易機関の加盟国の拠出金は、任意の拠出のみによるものとし、通常予算の財源を利用してはならない。

第八条 通報及び透明性

8.1 加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定の適用を妨げることなく、漁業補助金に関する通報を強化し、及び促進し、並びに漁業補助金に関する約束の実施につき一層効果的な監視を可能とするため、次のことを行う。

(a) 補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国の定期的な通報の一部として、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報を提供すること（注1、注2）。

(b) 補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国の定期的な通報の一部として、可能な限り、次の情報を提供すること（注1、注2）。

注 1 この規定の適用上、加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定第十五条の規定に基づいて必要とされる全ての情報であつて、補助金及び相殺措置に関する委員会が使用する質問表（例えば、文書番号 G / S C M / 六 / R e v ・ 一）に記載されたものに加えて、これらの情報を提供する。

注 2 後発開発途上加盟国及び最新の公表された F A O のデータに基づく海洋における捕獲総量に占める年間の割合（世界貿易機関事務局が送付するもの）が〇・八パーセントを超えない開発途上加盟国については、この(a)及び(b)に規定する追加の情報に関する通報を四年ごとに行うものとすることができる。

(i) 補助金が交付される漁業における魚類資源の状態（例えば、濫獲された状態、漁獲が最大限に持続可能な方法で行われている状態、漁獲が十分に行われていない状態）及び使用した基準値並びに当該魚類資源が他の加盟国と共有されているか否か（注）又は地域漁業管理機関によって管理されているか否かについての情報

注 「共有の資源」とは、二以上の沿岸国である加盟国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源をいう。

(ii) 関連する魚類資源についてとられている保存管理措置

(iii) 補助金が交付される漁業における船舶の能力

(iv) 補助金から利益を得ている漁獲に係る船舶の名称及び識別番号

(v) 補助金が交付される漁業における種ごと又は種類群ごとの漁獲量のデータ（注）

注 加盟国は、複数種漁業については、これに代えてその他の関連する利用可能な漁獲量のデータを提供することができる。

8.2 加盟国は、毎年書面により、I U U 漁業に従事したと肯定的に決定した船舶及び運航者の一覧表を委員会に通報する。

8.3 加盟国は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この協定の実施及び運用を確保するための既存の措置又はそのためにとられた措置（第三条から第五条までに規定する禁止を実施するための措置を含む。）を委員会に通報する。加盟国は、また、これらの措置のその後のあらゆる変更及び第三条に規定する禁止を実施するための新たな措置について速やかに委員会に通報する。

8.4 加盟国は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要（自国の法令及び行政上の手続への言及を含む。）を委員会に提供するとともに、当該制度のその後のあらゆる変更を速やかに委員会に通報する。加盟国は、これらの情報を記載する加盟国の又はその他

の適当な公式のウェブ・ページの最新の電子的なリンクを委員会に提供することによりこの義務を履行することができる。

8.5 加盟国は、この条の規定に基づく通報及び提供される情報に関する追加の情報を当該通報を行う加盟国に要請することができる。当該通報を行う加盟国は、できる限り速やかに、書面により、かつ、包括的な態様で、その要請に応ずるものとする。加盟国は、他の加盟国がこの条の規定に基づく通報又は情報の提供を行っていないと認める場合には、当該他の加盟国又は委員会の注意を喚起することができる。

8.6 加盟国は、この協定が効力を生ずる時に、書面により、自国が参加国である地域漁業管理機関について委員会に通報する。この通報は、少なくとも、当該地域漁業管理機関を設立する法的文書、当該地域漁業管理機関の権限の下にある水域及び種、管理する魚類資源の状態に関する情報、当該地域漁業管理機関による保存管理措置の概要、当該地域漁業管理機関による I U U 漁業に係る決定を規律する規則及び手続並びに当該地域漁業管理機関が I U U 漁業に従事したと決定した船舶又は運航者の最新の「一覧表」から成る。

この通報は、個々に又は加盟国の集団によって行うことができる（注）。これらの情報のあらゆる変更を速やかに委員会に通報する。委員会の事務局は、この条の規定に従って通報される地域漁業管理機関の一覧表を保管する。

注 この義務は、これらの情報を記載する当該通報を行う加盟国の又はその他の適当な公式のウェブ・ページの最新の電子的なリンクを提供することにより履行することができる。

8.7 加盟国は、措置の通報が(a)千九百九十四年のガット、補助金及び相殺措置に関する協定若しくはこの協定の下における当該措置の法的地位、(b)補助金及び相殺措置に関する協定の下で当該措置がもたらす影響又は(c)当該措置自体の性格を予断するものではないことを認める。

8.8 この条のいかなる規定も、秘密の情報の提供を求めるものではない。

第九条 制度上の措置

9.1 この協定により、各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも二年二回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

9.2 委員会は、少なくとも二年ごとに、第三条、前条及びこの条の規定に従って提供された全ての情報を検討する。

9.3 委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

9.4 委員会は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、及びその後は三年ごとに、この協定の運用を改善するために必要なあらゆる変更を特定するため、この協定の目的を考慮して、この協定の運用について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮して、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事会に提出することができる。

9.5 委員会は、FAO及び漁業管理の分野における他の関連する国際機関（関連する地域漁業管理機関を含む。）と緊密な連絡を維持する。

第十条 紛争解決

10.1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する（注）。

注 千九百九十四年のガット第二十二条1(b)及び(c)又は紛争解決了解第二十六条の規定は、この協定に係る紛争解決については、準用せず、又は適用しない。

10.2 補助金及び相殺措置に関する協定第四条の規定（注）は、10.1の規定の適用を妨げることなく、第三条から第五条までの規定に係る協議及び紛争解決について適用する。

注 この条の規定の適用上、補助金及び相殺措置に関する協定第四条に規定する「禁止される補助金」とは、第三条から第五条までに規定する禁止の対象となる補助金をいう。

第十一条 最終規定

11.1 第三条及び第四条に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、加盟国が災害（注）に係る救済のための補助金を交付することを妨げるものではない。ただし、当該補助金が次の全ての要件を満たすことを条件とする。

注 11.1の規定は、経済上又は金融上の危機については、適用しない。

(a) 特定の災害に係る救済に限定すること。

(b) 影響を受けた地理的區域に限定すること。

(c) 一定の期限を付すること。

(d) 復興に関する補助金の場合には、影響を受けた漁業又は船団を災害の前の水準に回復させることに限定すること。

11.2 (a) この協定（この協定に関する認定、勧告及び判断を含む。）は、領土に関する主張又は海洋の境界画定に関して法的な影響を及ぼすものではない。

(b) 前条の規定に従って設置される小委員会は、領土又は海洋の境界画定に関する主張に基づいて認定を行うことを当該小委員会に要求する主張については、認定を行わない（注）。

注 この制限は、紛争解決了解第二十五条の規定に従って設置される仲裁人についても、適用する。

11.3 この協定のいかなる規定も、国際法（海洋法（注）を含む。）に基づく加盟国の管轄権、権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならず、又はそれらに影響を及ぼす態様で適用してはならない。

注 地域漁業管理機関の規則及び手続を含む。

11.4 この協定のいかなる規定も、別段の定めがある場合を除くほか、加盟国が参加国若しくは協力的な非参加国ではない地域漁業管理機関の措置若しくは決定に拘束され、又は当該地域漁業管理機関を承認することと意味するものではない。

11.5 この協定は、補助金及び相殺措置に関する協定に定める権利又は義務を修正し、又は無効にするものではない。

第十二条 包括的な規律が採択されない場合における協定の終了

この協定が効力を生じてから四年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会在別段の決定を行わない限り、この協定は、直ちに終了する。